

松本市子どもの権利擁護委員
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

活動報告書 2018



松本市子どもの権利擁護委員

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

はじめに

平成25年7月に子どもの権利擁護委員が置かれ、同時に子どもの権利相談室「こころの鈴」が開設し7年目を迎えました。ここに、平成30年度の活動を報告いたします。

各関係機関の皆さまにおかれましては、子どもの権利に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成30年度の相談件数は、延べ件数695件、実件数161件でした。毎年増加傾向にあり、子どもたちの悩み・苦しみ・苛立ち・切なさ・つらさ等が相談として寄せられています。その子どもたちにとって、どうすることが最も良い解決方法かを考え、話を丁寧に聞き、対応が必要な場合は関係機関と調整活動を行ってきました。

相談内容を見ると、とりわけ家族関係の悩み、心身の悩みが増加している状況となっています。

また、平成30年度は、特別な取組みとして「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」を実施しました。小学校4年生から中学校3年生までの子ども9,256人から回答が寄せられました。学校外における子どもたちの活動状況を調査することは、今まで行ってこなかったもので、とても貴重な状況を把握することができました。子どもたちの忙しい実態や、指導する監督・コーチ、指導者等の指導方法によって、子どもたちが「いやな思い」を感じている状況がわかりました。とりわけ緊急に救済を要する事案については、すでに着手し一定の成果がありました。

子どもの権利として、安心して主体的に自分らしく生き、社会に参加する権利を大切にしながら、社会全体で理解し子どもの権利侵害のない社会を目指していくことが重要だと考えます。

今後も、子どもの権利相談室「こころの鈴」は、その子どもにとって何が求められ、何が最善の利益かを考え、既存の価値観にとらわれず柔軟に対応することを心がけ、子ども一人ひとりに寄り添っていきたいと思います。

松本市子どもの権利擁護委員

北川 和彦

平林 優子

石曾根 正勇

も く じ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員からメッセージ	1
II	松本市子どもの権利擁護制度について	7
III	相談状況・調整活動について	11
	参考資料：平成28年度、29年度、30年度 相談実績（延件数・実件数）	
IV	申立て・自己発意について	29
V	広報・啓発活動	31
	参考資料：携帯カード、ポスター、依頼文、リーフレット、 こころの鈴通信 第10号～第13号	
VI	研修・会議	43
VII	松本市子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員からメッセージ	46

参考資料 松本市子どもの権利に関する条例
松本市子どもの権利に関する条例施行規則
平成30年度 名簿／事務局

※「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書」
は、松本市公式ホームページでご覧いただけます。

【ホームページQRコード】



I 子どもの権利擁護委員からメッセージ

『故 大槻武治先生の詩にふれて』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

「未完の姿で完結している」

ああでなければならぬ、こうでなければならぬ
いろいろに思いめぐらしながら子どもを見るとき
子どもは実に不完全なものであり
鍛えて一人前にしなければならぬものようである
いろいろなどらわれを棄て、柔らかな心で子どもをよく見るとき
そのしぐさのひとつひとつがじつにおもしろく
はじける生命のあかしとして目に映ってくる
「生きたい、生きたい」と言い
「伸びたい、伸びたい」と全身で言いながら
子どもは今そこに未完の姿で完結している

この詩は長野県下の小中学校に勤務後、箕輪町教育長を歴任された故大槻武治先生の作品です。松本市中間教室の案内のチラシに赤羽郁夫教育長が引用されていました。赤羽先生の了解を得て転載させていただきました。

元の詩は、伊那市立伊那小学校「学ぶ力を育てる」（1982年明治図書）や大槻武治「伊那の勘太郎」（2014年信州教育出版社）に掲載されています。

前者は伊那市立伊那小学校での総合学習の教育実践の報告であり、後者はこの実践を小説化したものです。

1982年といえば国連子どもの権利に関する条約が成立する7年も前であり、信州教育がこのような子ども観で行われ、教育実践が全国の研究の対象とされていたことに大変な驚きを覚えました。

この子ども観は松本市子どもの権利条例や国連子どもの権利条約が目指しているものと同じです。

私は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年6月成立）の制定の際に、その検討委員会に参加しましたが、この子ども観を県議会の議員さんに理解していただく困難を味わいました。いわく、子どもに権利を認めることはわがままを助長し家庭や学校を破壊する、子どもの権利条約は開発途上国向けのものであって日本には必要がない、権利擁護のための第三者機関は学校運営に支障をきたすなどの意見が出ました。条例自体は子ども支援条例として結実し、子ども支援センターと子ども支援委員会が設置され活発に活動されていますが、産みの苦しみを味わいました。

この子ども観は、いじめ、体罰、虐待その他、子どもに関わる全ての問題解決の基準であり、国際標準です。

こころの鈴で行う権利擁護委員が参加する月2回のケース検討会議では、調整が必要かどうか、必要な場合、誰にどうつなげばその子にとって最も良い解決かを検討していますが、個々のケースは様々で、制度発足7年目の今日でも、毎回皆で頭をひねることばかりです。

しかしこの検討なくして解決はありません。

こころの鈴は、学校との信頼関係も築きつつあり、県議会の議員さんが心配された懸念はないばかりか、逆に学校からも相談を受けるようになってきました。

「学ぶ力を育てる」の書評を見ると伊那小学校の実践には総合学習に力点が置かれすぎる批判もあるようですが、基礎学力の充実に際してもこの子ども観は重要です。

この度、私ども権利擁護委員が試みた学校外のスポーツ・文化活動のアンケートでは、多くは活動を楽しんでいたものの、364人はいやな思いを訴えており、その内容を見る限り指導者による不適切な指導に原因があることが明らかとなっています。

また、こころの鈴への教員による不適切な指導に関する相談は、今年度も相当数がありました。

この詩は、子どもは鍛えて一人前にしなければならない存在でなく、そのような理解を棄てて柔らかな心で子どもを見ていくこと、指導者が教え込むやり方でなく、子どもの生きる力を信じ、これを支援する方法によるべきことを指摘しています。

指導者の皆さんには、この詩をこころにとめて指導のあり方を再考していただきたいと思います。

今年度も調査相談員の皆さんの頑張りで前年以上の活動ができました。

「子どもの権利に関するアンケート調査結果 報告書」*では、こころの鈴の認知度も64.8%となりました。

これからもより活動を活発にし、広報に努めていきたいと思っています。

* 「子どもの権利に関するアンケート調査結果 報告書」は、
松本市公式ホームページでご覧いただけます。

【ホームページQRコード】



1) 他者と話せることと成長

2018年度の「こころの鈴」の相談は、思春期から青年期にかかろうとする年代の相談調整が多いことが印象的でした。時間経過によりその相談内容は、その性質を変化させていきました。複数回を利用する相談者があることで、2018年度の相談延べ回数はかなりの数になります。子どもの権利相談の実績について、相談の延べ件数ではなく、実件数で比較評価するという見方もありますが、1件の中で目的が異なる相談を受けていることもまた「こころの鈴」の大きな実績と考えています。相談者が「こころの鈴」で話せることが成長につながる意味があるからです。

自分を表出する相手を、親から他者へ移行させていくことは思春期の成長にとって、大事なプロセスだといえます。幼児期から親を心理的に内在化させて安定していく子どもは、学童期になりその安心感を心に置いて、他者との関係づくりに挑戦していきます。親や学校の先生が決めているからそうするのではなく、「自分」がどう考えるのか、自分が他者の中でどうあるのかを次第に考えるようになります。そして思春期には、親は自分の心の安全基地という位置づけから、自分の存在感の根底でありながらも、なにかもを委ねる位置から外しにかかります。親からの心理的分離に葛藤し、もがくこの時期は、親も子も少なからず苦しい時を過ごします。親という守りを外に出し、そこにこれから自分が決め、守り、大切にすることを置いていく作業が必要なのです。その過程においては、親にすべてを委ねたり、親のせいにならず、「他者」と自分との関係を、自己を開示しながら築くこと、自分のことを話し、理解を得て、力を得ながら、自我を強めていく思春期の成長があります。その「他者」は多くは友人であり、学校の教師や、同じ活動をしている仲間や先輩、指導者ということになるでしょう。しかしそこがなかなかうまくいかないこともあるのです。「こころの鈴」の相談は、そのような「他者」としての一部を担い、自我を確立していく思春期から青年期への成長の一過程に寄り添っているのだと、様々な相談事例を通じてしみじみ思いました。自分自身の殻の中から、自分と親との関係から少し出て、しかし一人放り出されることなく、「他者」に自己を開示していく中で、やがて一人で歩くその先を見つけ始めるプロセスにつながる「他者」である「こころの鈴」の存在を見つけました。

「こころの鈴」の相談は、内容や目的にもよりますが、単なるQ&Aでは終わらないことも多いと思います。すぐに何も生まれなくても、「話す」ことで、自分の中のもつれた感情や考えを、時には時間をかけて一旦外に出してみることで、相談員と一緒に耐えながら次の一歩がなにかを考えながら進もうとすることは、時には、解決手段をすぐに提案できるよりも、ずっと強い力となるかもしれません。紆余曲折といえる時間のその中で、自分を見出し、自分の考えを見つけ、その先の自分を考えていく力を育てているように思います。「こころの鈴」の相談の長期にわたる相談の過程には、このような形で子どもの表明する権利の擁護につながる支援があると考えています。

2) 「子どもの声に耳を傾ける」指導者に

2018年度の権利擁護委員としての大きな仕事として、「学校外の活動における子どもの権利侵害に関する調査」があがります。関連する複数の相談に対応する中で、擁護委員と相談員でなにかしなければと考えていたことです。関係各所から承認を得て、市内のすべての公立の小中学校のご協力をいただき、小学校4年生から中学3年生を対象に行った調査です。報告書を是非お読みいただき、子どもたちの気持ちを知っていただければと思います。

この調査結果によると、多くの子どもは学校外の活動を楽しみ、有意義な時間を過ごしていることがわかりました。しかし、過去1年間で学校外の活動の指導者の言動で「いやな思い」を経験した子どもは、学校外の活動をしている6,846名中、小学生6.3%、中学生4.0%の合計364名でした。全体からの割合は低いものの、権利擁護委員・相談員は、これが一過性でない、昇華されない理不尽さや納得のいかなさを感じたものと考えて分析してきました。その中で、1番は「冷やかしからい、おどし文句、いやなことを言われる」ですが、2番目に多い「いやな思い」は「自分の話を聞いてくれない」というものでした。特に中学生はこの回答が多くあげられました。また、147人の子どもは選択肢には表しきれない「いやな思い」の内容について記述しました。暴力、暴言、性的対応、差別、嫌がらせなどが様々な内容で記載されました。これらの思いに大人は、指導者は耳を傾ける必要があります。

これらの「いやな思い」の経験について、最も多い対処は「親や大人に相談する」で、次いで「友達に話す」でした。しかし「誰にも話せなかった」「がまんした」が小学生で32%、中学生で24%いました。残念なことに「こころの鈴に相談する」や「学校の先生に相談する」は子どもたちの対処の中にはほとんど入っていませんでした。

指導者の方からは、「ちゃんと子どもに言わせている、聞いている」「こちらから聞いても何も言わない」「子どもは自分勝手なことを言っている」と考えられる内容もあるのかもしれませんが、しかし、聞いてほしいことを聞いているか、子どもの声が届いたということが示されているのか、という見方が必要かと思えます。子どもたちの言葉の中には、“自分が悪いことは分かっているから言われても仕方がない”とか、“「いやなこと」を言われたというだけで書いたのではない”といった意味の内容も挙げられていました。子どもはやみくもに、理不尽であると思っているわけではないのです。

一定の成果を上げることが目的のひとつでもある、学校外の活動においても、「自分の意見を表明すること」、「納得できる説明を受ける」ことは、子どもたちが主体的に考え、健全に成長していく上での権利です。相談したり、話をする中で解決を見出していく経験も、社会の中で成長していくために必要です。また、自分が話し、相談できる中で、子ども自身が自分の言葉や行動に責任をもとうとすることも生まれます。子どもたちの成長のために、私たちは子どもに向かい合う姿勢を見直し、また自由に相談できる体制をさらに作っていく必要があると考えます。

今後もこの結果をもとに、学校外の活動を主催する団体の指導者の方に子どもの声が届くように活動していく予定です。

『私たち大人のあり方が大事～子どもと双方向の関係に』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

平成 30 年度に、松本市立小・中学校の児童生徒を対象に「学校外のスポーツ・文化活動について」のアンケート調査を実施しました。(詳細については、「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 結果報告書」をご覧ください)

この調査で、学校外の活動をしている小中学生の割合を見て、ふと「サンマが危ない」の話を思い出しました。

「サンマが危ない」— 30 年以上も前の講演会で聴いた話です。

「サンマ」とは魚のことではなく、三つの間「時間・仲間・空間」のことで、それが子どもたちからなくなってきているという話です。放課後に塾に行ったり家でゲームをしたりすることが増えてきて、年齢の異なる近所の子どもたちと外で遊ぶ「時間」が少なくなってきているということ。その結果、遊ぶ「仲間」が減ってきているということ。さらには、子どもたちが遊んでも怒られないような「空間」(空き地、遊び場)がどんどんなくなってきているということでした。したがって、友だち同士の遊びのなかで自然と身についてきた社会性が、以前のように身につかなくなってきている……という話だったと思います。そのときは大して危機感もなく聴いていましたが、今は、少子化も加わってこの状況がどんどん加速化されてきています。

アンケート調査に回答した小学生の 80.8%、中学生の約 66.9%が、学校外のスポーツ・文化活動をしており、そのうち、小学生の半数以上、中学生の 3 割程度が 2 種類以上の活動をしています。種類の最も多い小学生は 6 種類、中学生は 4 種類でした。多くの子どもたちが、学校外の活動をしていることがわかります。

そのなかには、得意なスポーツや音楽などをもっと上手になりたいと思っている子ども、みんなと楽しみたいと思っている子ども、あまり気が進まないが大人に勧められて活動している子ども……など、さまざまな理由で活動している子どもがいることが考えられます。

小学生の 10 人のうち約 8 人が学校外の活動に参加し、そうした場で過ごす時間も増えてきています。その子どもたちの性格や実力もさまざまで、参加している理由もさまざまです。

従って、子どもの技術や技能を伸ばす場としてはもちろんですが、それだけでなく子どもを育てる重要な場のひとつとして考えていく必要があります。指導者の考えだけで活動を進めていくと、一方通行の「やらせる活動」やスパルタ指導になってしまう可能性があり、性格も実力も異なる子どもたちにとってはついていけない場合が出てきます。指導者と子どもたちが目指すイメージを共有しそのためにどうしたらよいかを一緒に考え、見通しをもって活動できるような双方向の関係にしていくことが大事となってきます。

アンケート調査では、学校外の活動をしている子どもたちのうち、小学生 87.2%、中学生 73.0%が活動を楽しんでいると回答しており、大変喜ばしいことだと思います。反面、指導者の言動で「この一年間にいやな思いをしたことがある」という子どもは、小学生 6.3%、中学生 4.0%いました。その内容で一番多いものが「冷やかしかからかい、おどし文句、いやなことを言われる」でした。さらに自由記述には、「不公平な対応」「いやな呼び方、いやなことを言われる」「強い言い方で非難される」「罵声を浴びせられる」「怖くて思い切ってプレーできない」などたくさんの方が書かれてありました。

「怒る 指導許しません」・・・・平成 31 年 4 月 19 日付け信濃毎日新聞（夕刊）に、このような見出しの記事が載っていました。益子直美さん（元バレーボール日本女子代表）が、自身の名前を冠した小学生の大会を 2015 年より福岡県宗像市で始めたそうです。「監督が選手を怒ってはいけない」というのが特別ルールで、指導者が怒ると、選手が益子さんに知らせに行き、益子さんが注意する。中には自ら口をテープでふさぐ指導者もいるとのこと。参加者からは、「声のかけ方を注意するようになった」「楽しくプレーするきっかけになった」との意見が寄せられているそうです。

このルールを定めた理由は益子さん自身の経験にあるとのこと、競技を始めた中学校では「怒られ過ぎて自信を持てなかった。『はい』と『いいえ』しか監督には言ったことがない。感情を封印することだけを覚えた」高校でも厳しい指導は続いた。ところが社会人になると「自主性が尊重され、試合を楽しんでやりなさいと言われる。楽しむってどうやってやればいいのか？」と戸惑いを覚えたということです。

日本バスケットボール協会（JBA）は、4 月から指導者による試合中の暴力や暴言をテクニカルファウルとして厳しく取り締まる方針を打ち出したとのことです。（テクニカルファウルは 2 回で退場となる重い処分）— 信濃毎日新聞（夕刊）より抜粋

この益子直美さんの体験と今回のアンケート調査と重なるところがたくさんあります。私たちの世代は、益子さんの体験のように「厳しく」されることが当たり前のように育ってきました。そして、子どもたちにも無意識のうちにそのように指導してしまっていることが多いのではないのでしょうか。

指導者は、「怒る」のではなくどうしたら子どもにうまく伝わるのかを考え、子どもにとって「やらされる」活動から「見通しをもって自らも評価しながらやる」活動へと変えていく必要があります。子どもたちは、こうした経験を積み重ねていくことで、伸び伸び思い切って活動できるようになります。学校はもちろんのこと、学校外での活動をはじめ社会全体でこのような活動を進め支えていくことで、主体的に成長していく子どもが育っていくのだと思います。大事なのは、私たち大人のあり方ではないのでしょうか。

Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第1条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができることと約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第15条、第16条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第12条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第17条）

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第18条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第19条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

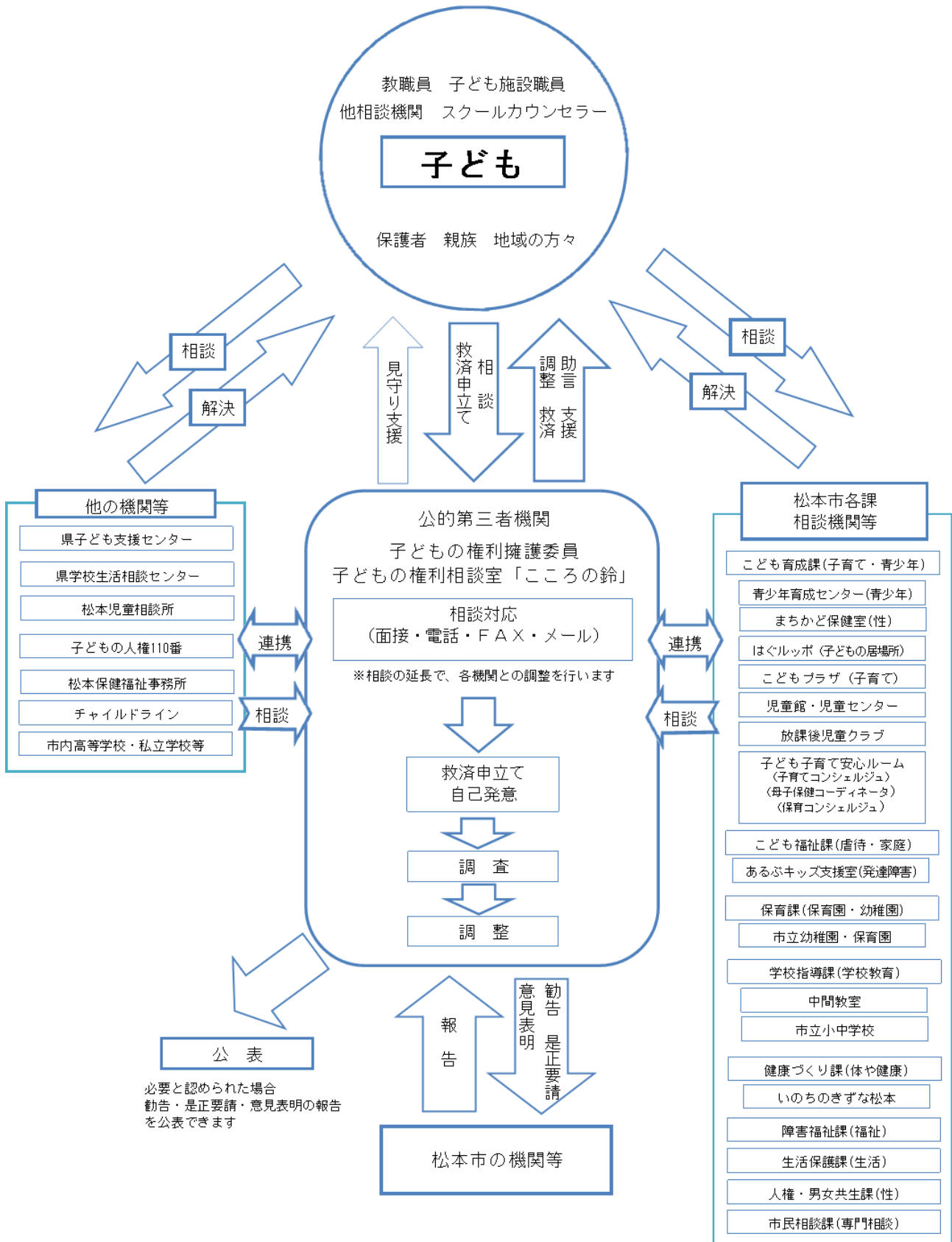
(4) 勧告などの尊重（条例第20条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任は妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども 18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 接 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● F A X 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





Ⅲ 相談状況・調整活動について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

平成30年度の相談受付は延べ件数*¹695件、実件数*²161件でした（表1・図1）。平成30年度は前年度に比べて、延べ件数が300件増え、実件数が26件増えました。延べ件数の大幅な増加は、特定の相談者による相談回数増加が要因となっています。

年度	期間	相談件数			
		延件数	実件数		
			新規	昨年度継続	計
平成26年度	平成26年4月1日～平成27年3月31日	130	75	1	76
平成27年度	平成27年4月1日～平成28年3月31日	368	136	4	140
平成28年度	平成28年4月1日～平成29年3月31日	375	146	9	155
平成29年度	平成29年4月1日～平成30年3月31日	395	113	22	135
平成30年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日	695	143	18	161

表1：平成26～30年度 年度別相談件数

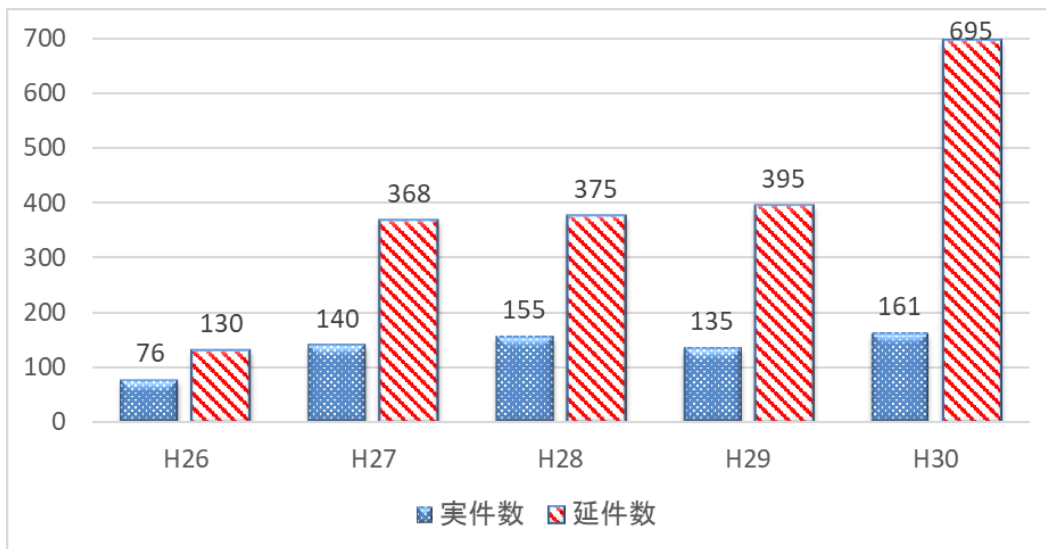


図1：平成26～30年度 年度別相談件数

*1 延べ件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延べ4件と数えます。

*2 実件数…1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

2 月別相談件数

平成30年度の月別相談延べ件数は5月が75件、7月が77件、9月が82件と多く、また4月が25件と少なくなっています（図2）。

これは、相談室周知用カードやこころの鈴通信の配布時期に影響されていることが考えられます。

また例年、相談件数は1学期5～6月頃と2学期9～10月頃がピークで、3学期は減少する傾向にあります。

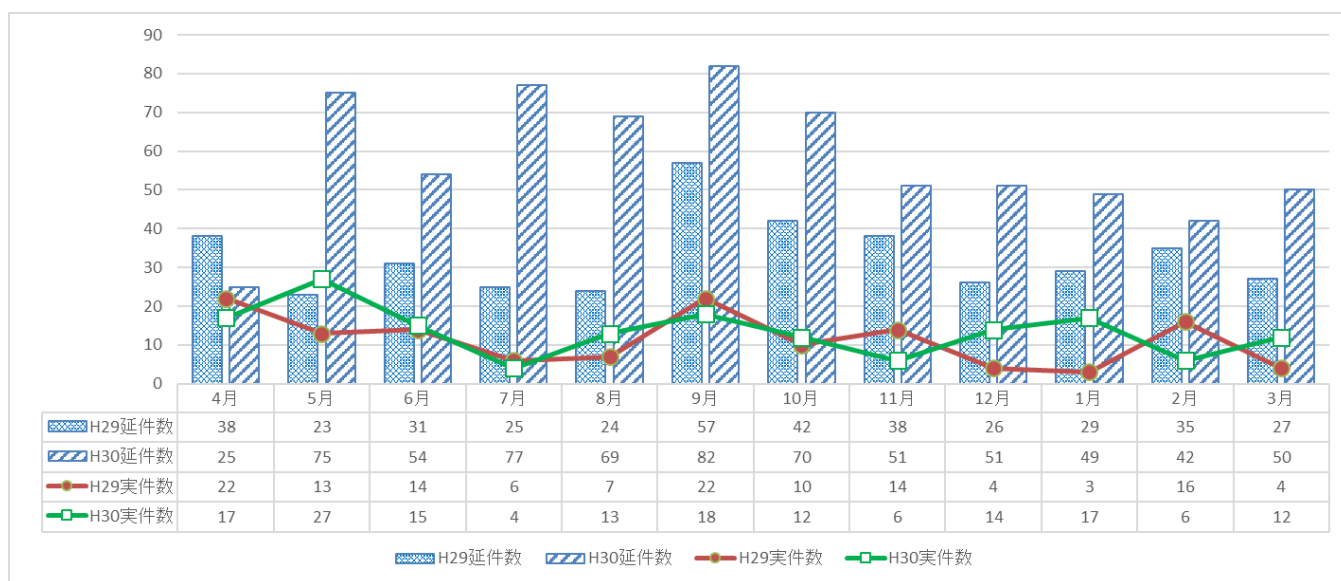


図2：平成29年度・30年度 月別相談件数（延べ件数・実件数）

3 相談者

(1) 延べ相談者

平成30年度の相談延件数（695件）に対しての延べ相談者数*³は738人で、平成29年度に比べ282人増えています（表2・図3）。

平成29年度、平成30年度の比較では、小学生が12名増え、中学生が7名減り、高校生は165名増えています。また、大人では母親が88名増え、その他（その他家族や学校関係者など）が37名増え、父親が17名減少しました。

	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他	不明	計
平成29年度	57	44	55	34	233	12	15	6	456
平成30年度	69	37	220	17	321	15	52	7	738

表2：平成29年度・30年度 延べ相談者(人数)

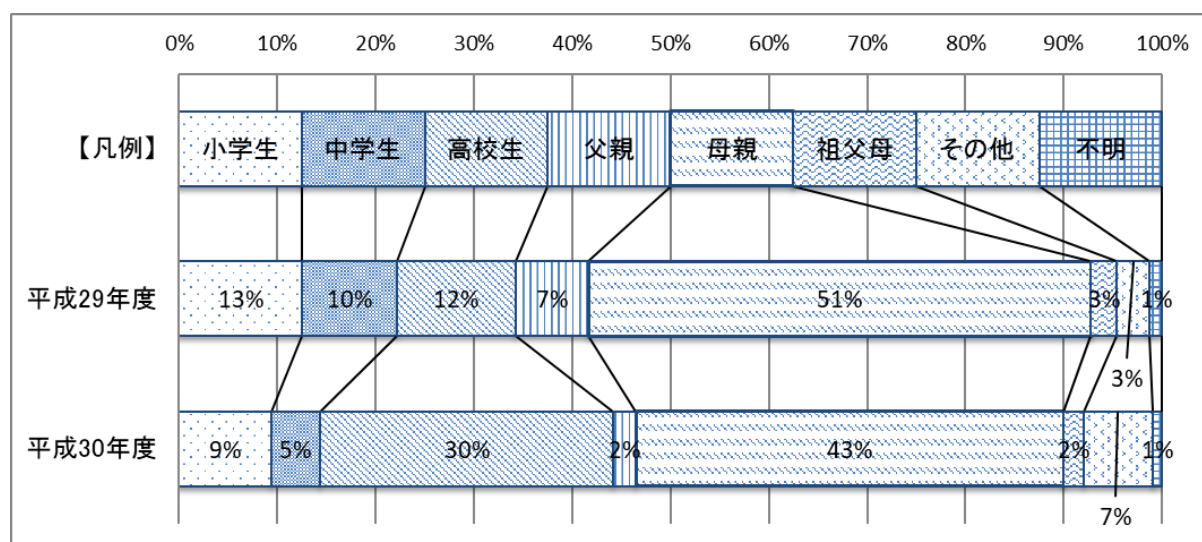


図3：平成29年度・30年度 延べ相談者 (%)

*3 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延べ件数との違いは、たとえば、1件の相談に複数で相談するなどがあるためです。子どもは小学生・中学生・高校生に分類しています。

(2) 初回相談者

平成30年度の相談実件数（161件）に対しての初回相談者数*4は174人で、平成29年度に比べ28人増えています（表3・図4）。

平成29年度、平成30年度の比較では、小学生が16名増え、中学生が2名減り、高校生2名減っています。また、大人では母親が7名増え、その他（その他家族や学校関係者など）が11名増えています。

	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他	不明	計
平成29年度	20	16	19	8	59	9	9	6	146
平成30年度	36	14	17	6	66	9	20	6	174

表3：平成29年度・30年度 初回相談者(人数)

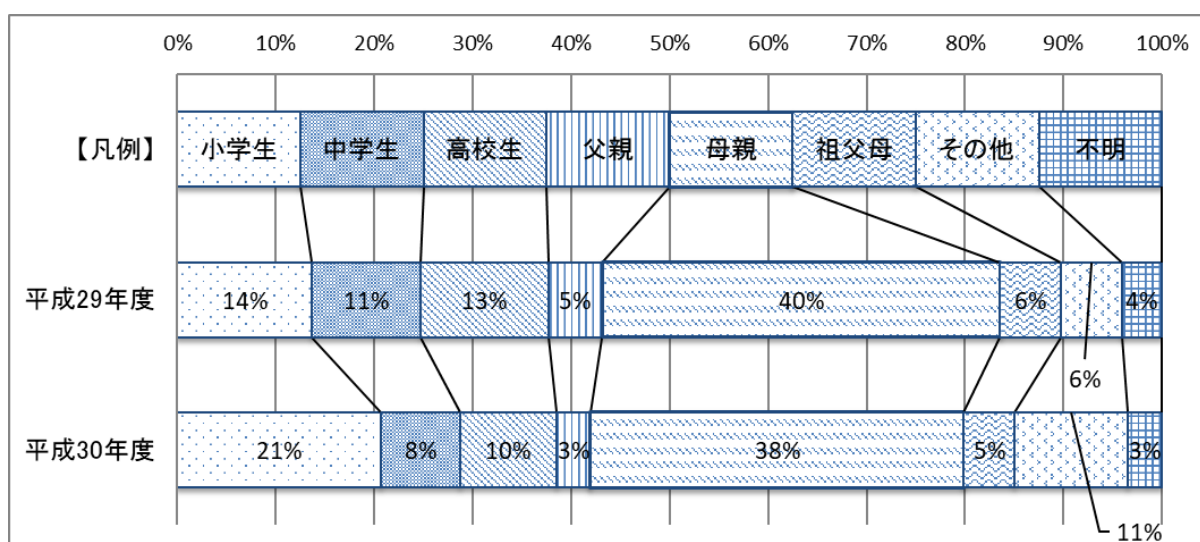


図4：平成29年度・30年度 初回相談者 (%)

*4 初回相談者数… 初めて相談をした人数です。相談実件数との違いは、たとえば、1件の相談に複数で相談するなどがあるためです。子どもは小学生・中学生・高校生に分類しています。

4 相談対象

(1) 延べ相談対象者

平成30年度の相談延べ件数に対する相談対象者*⁵は、高校生が350名（50％）が一番多く、続いて中学生153名（22％）、小学生142名（20％）となっています（表4・図5）。未就学児は8名（1％）と少なく、昨年度に引き続き、小さなお子さんを持つ保護者への周知が課題となっています。

平成29年度と平成30年度を比較すると、平成30年度は小学生が35名減り、中学生が53名増え、高校生が244名増えています。

	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
平成29年度	5	177	100	106	6	8	402
平成30年度	8	142	153	350	37	11	701

表4：平成29年度・平成30年度 延べ相談対象者（人数）

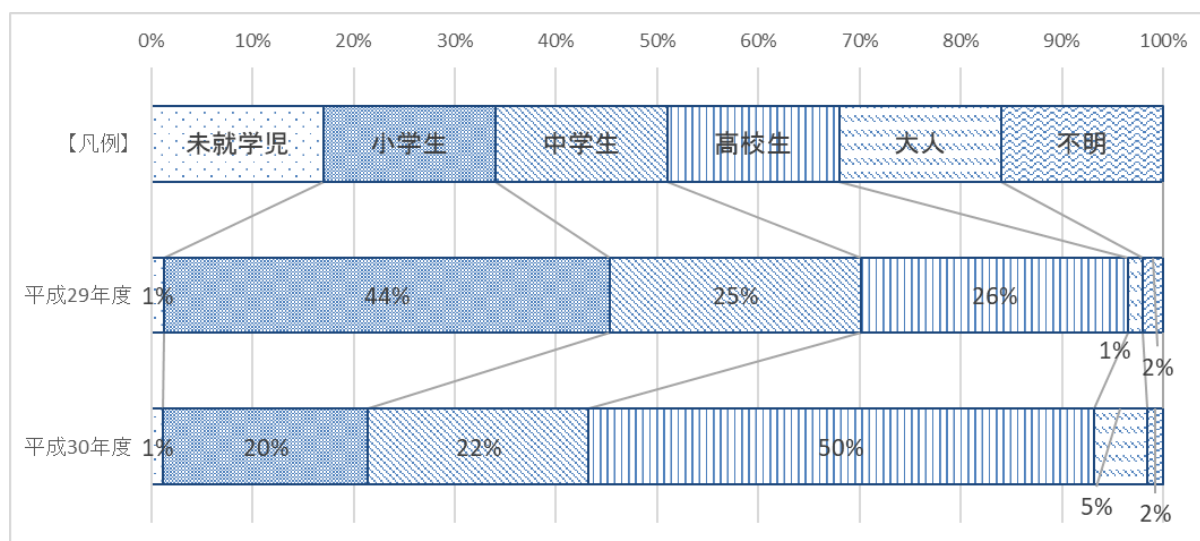


図5：平成29年度・平成30年度 延べ相談対象者（％）

* 5 相談対象 … 相談対象者を未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象です。

(2) 初回相談対象者

平成30年度の相談実件数に対する初回相談対象者*6は、小学生が73名（45%）が一番多く、続いて中学生38名（23%）、高校生29名（18%）となっています（表5・図6）。未就学児は5名（3%）と少なくなっています。

平成29年度と平成30年度を比較すると、平成30年度は小学生が23名増え、中学生が5名減っており、高校生が同数となっています。

	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
平成29年度	4	50	43	29	5	8	139
平成30年度	5	73	38	29	9	9	163

表5：平成29年度・平成30年度 初回相談対象者（人数）

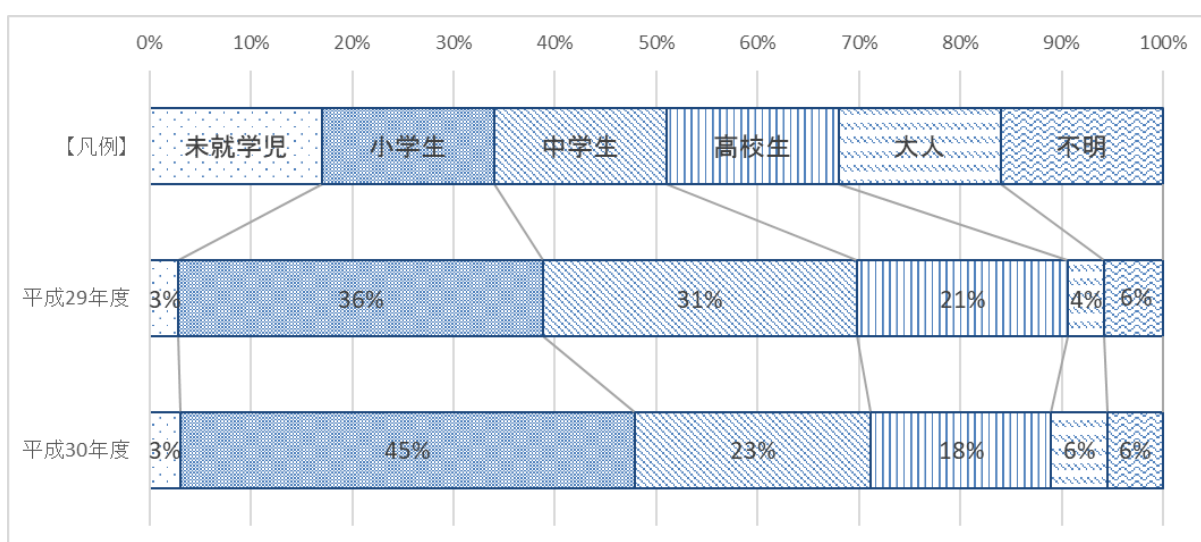


図6：平成29年度・平成30年度 初回相談対象者（%）

*6 初回相談対象 … 初回相談対象者を未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象です。

5 相談内容

(1) 延べ相談内容

平成30年度の相談延べ件数に対する相談内容は、家族関係の悩みが149件（21％）で一番多く、続いて学習・進路が123件（18％）、心身の悩み118件（17％）です（図7）。

年度比較をすると、平成29年度は教職員の指導・対応118件（30％）が平成30年度は36件（5％）と減っているのが特徴です。

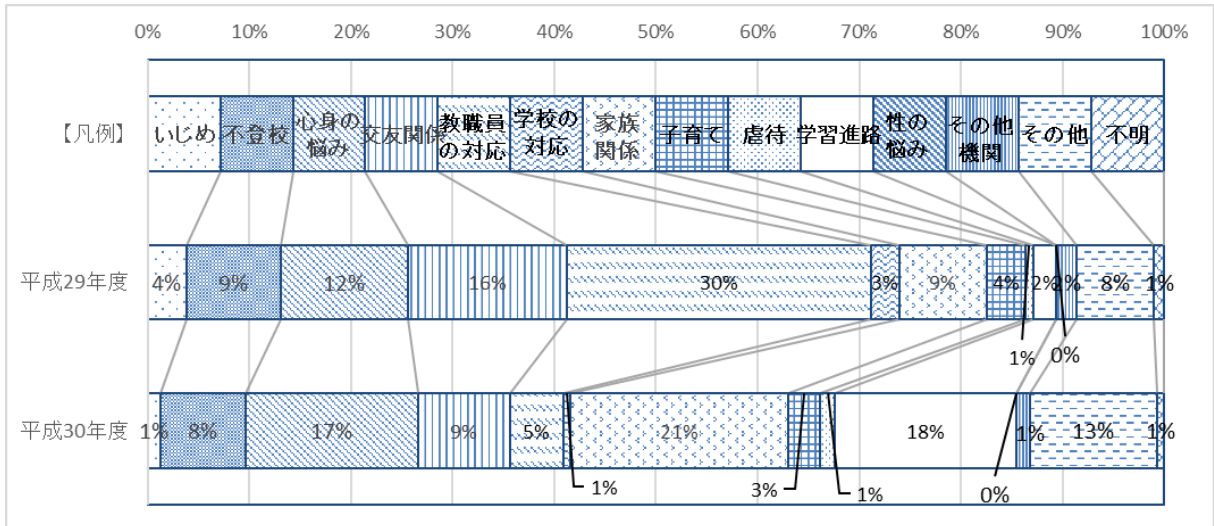


図7：平成29年度・平成30年度 延べ相談内容

子どもの相談内容は、学習・進路が76件で最も多くなっています（図8）。続いて心身の悩み59件、家族関係の悩み55件です。

大人の相談内容は、家族関係の悩みが94件で最も多くなっています。心身の悩みが59件、不登校が52件です。

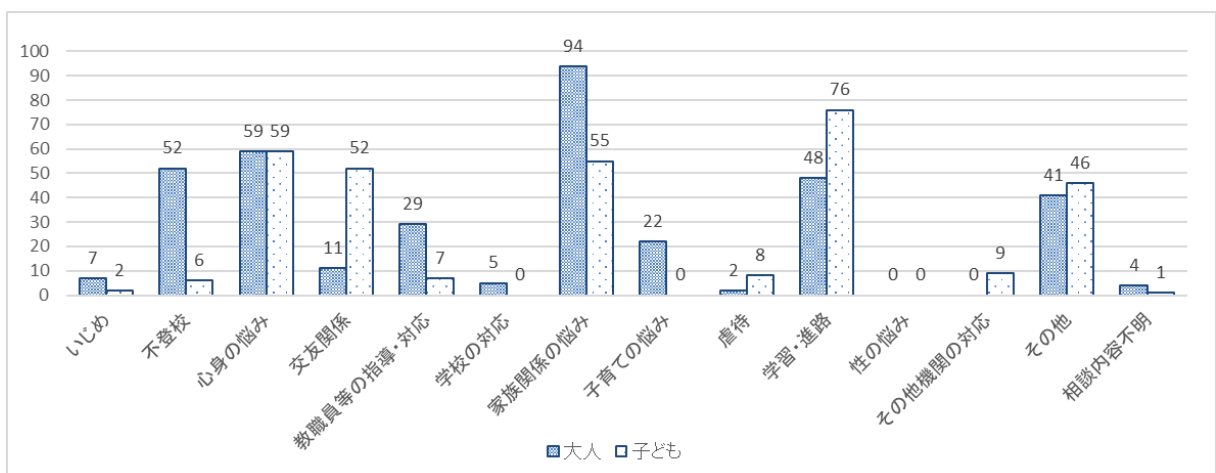


図8：相談内容（大人・子ども）

(2) 初回相談内容

相談実件数に対しての初回相談内容は、子どもは交友関係が23件で一番多く、続いてその他が11件、心身の悩み10件となっています(図9)。

大人は不登校が15件で一番多く、続いて心身の悩み14件、教職員の指導・対応が13件となっています。

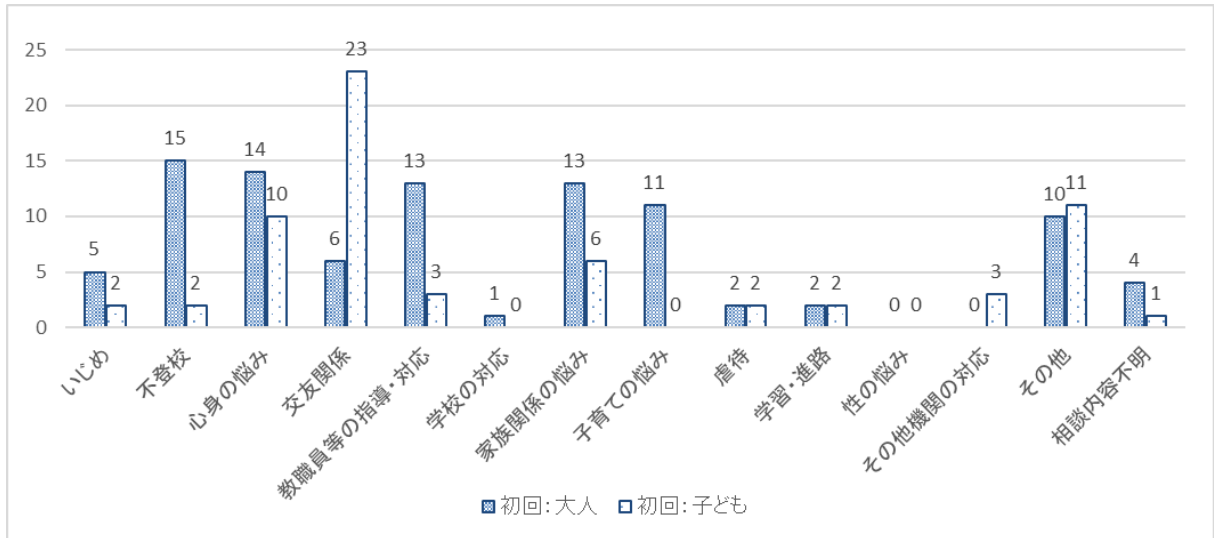


図9：初回相談内容 (大人・子ども)

(3) 相談内容詳細

平成30年度から、特定の相談内容につきましては、より詳しい分類をしています。

ア いじめ (大人 n=7 人/子ども n=2 人)

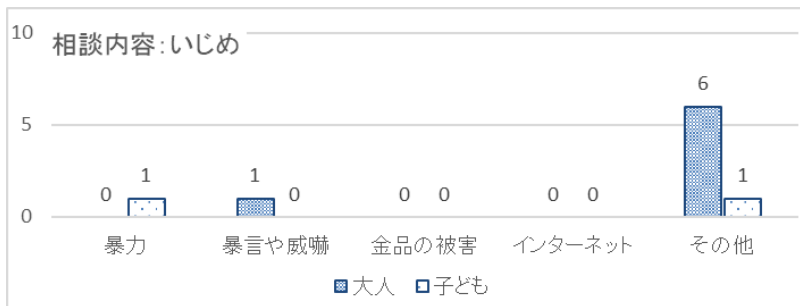


図10：相談内容 いじめ 詳細 (大人・子ども)

イ 不登校 (大人 n=52 人/子ども n=6 人)

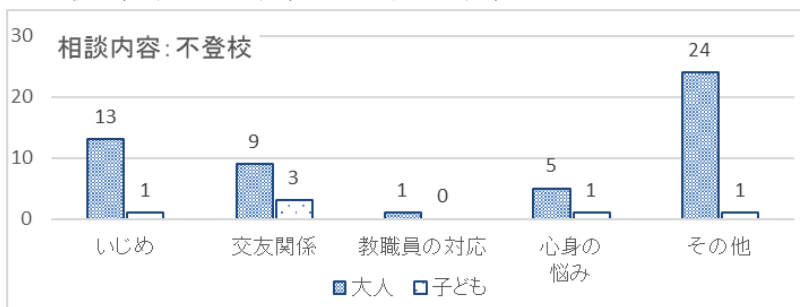


図11：相談内容 不登校 詳細 (大人・子ども)

ウ 教職員の指導・対応 (大人 n=29 人／子ども n=7 人)

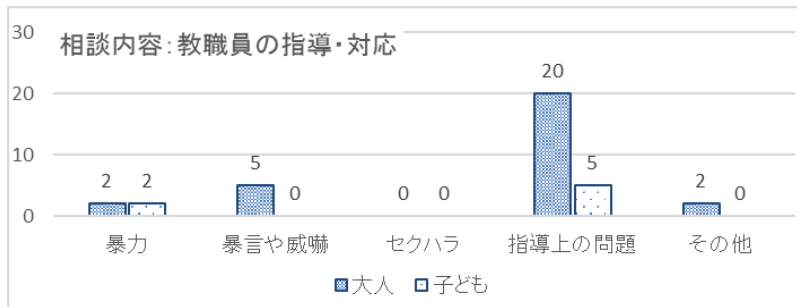


図 1 2 : 相談内容 教職員の指導・対応 詳細 (大人・子ども)

エ 学校の対応 (大人 n=5 人／子ども n=0 人)

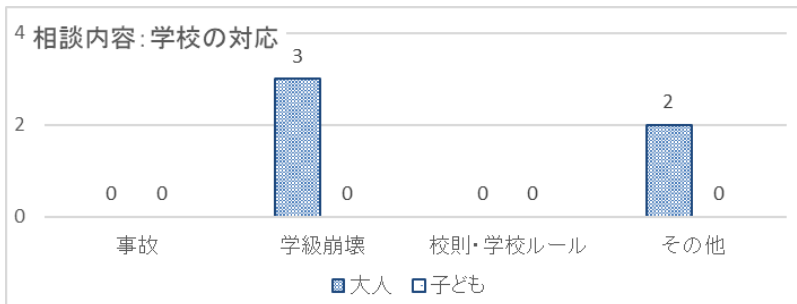


図 1 3 : 相談内容 学校の対応 詳細 (大人・子ども)

オ その他機関の対応 (大人 n=0 人／子ども n=9 人)

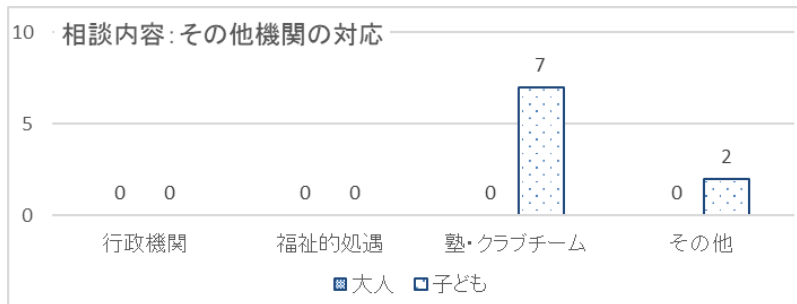


図 1 4 : 相談内容 その他機関の対応 詳細 (大人・子ども)

カ その他 (大人 n=41 人／子ども n=46 人)

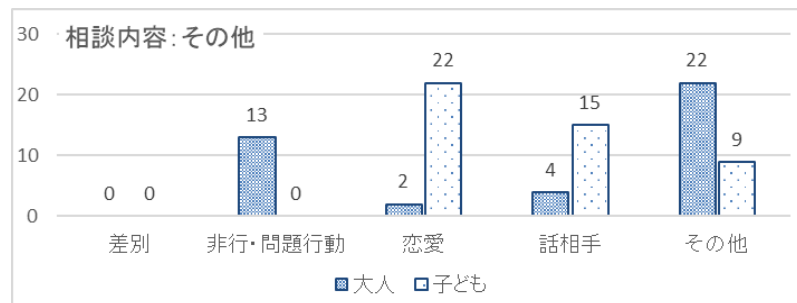


図 1 5 : 相談内容 その他 詳細 (大人・子ども)

6 相談回数

平成30年度は継続して相談する回数が平均4.3回で、平成29年度の平均2.9回から大幅に増えています。

相談実件数161件に対して、子ども42件(65%)、大人52件(58%)、不明5件、計99件は傾聴助言等により1回の相談で終了しています(表6・図16)。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向となっています。

相談回数の最高は、子ども：高校生200回以上、大人：母親50回以上となっていて、複雑な課題があることから長期的な相談となっています。

		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計
子ども	小学生	27	4	1	0	1	1	0	1	0	1	36
	中学生	8	1	1	0	0	1	0	2	0	0	13
	高校生	7	3	2	1	0	0	1	0	1	1	16
大人	父親	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6
	母親	31	9	5	3	1	2	0	0	0	4	55
	祖父母	7	2	0	1	0	0	0	0	0	0	10
	その他	11	4	0	2	0	1	0	0	0	1	19
不明		5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
合計		99	25	10	8	2	5	1	3	1	7	161

表6：相談実件数における継続数

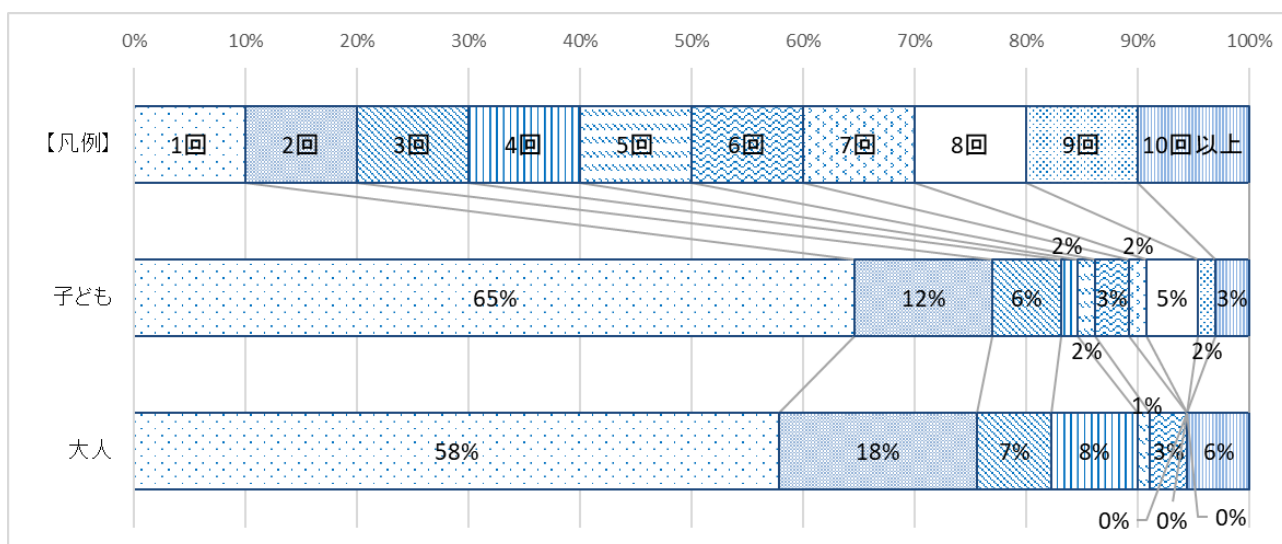


図16：相談実件数における継続数

7 相談方法

(1) 延べ相談方法

平成30年度の延べ相談件数における相談方法は、電話317件（46%）、面接214件（31%）、メール164件（24%）です（図17）。その他FAX等での相談は0件でした。

平成29年度と平成30年度を比較すると、電話、面接、メールは増加していますが、特に面接が129件と大きく増加しています。

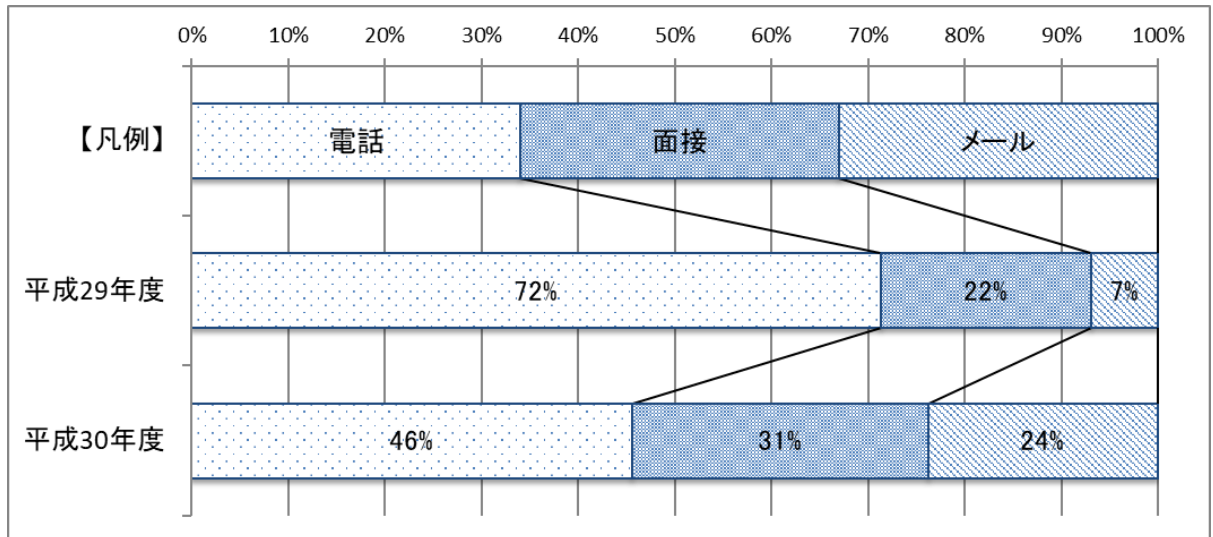


図17：延べ相談件数における相談方法（%）

(2) 初回相談方法

平成30年度の実相談件数における初回相談方法は、電話129件（80%）、面接16件（10%）、メール16件（10%）です（図18）。

毎年、初回相談は電話が多く、それ以降、面接等での相談になっています。

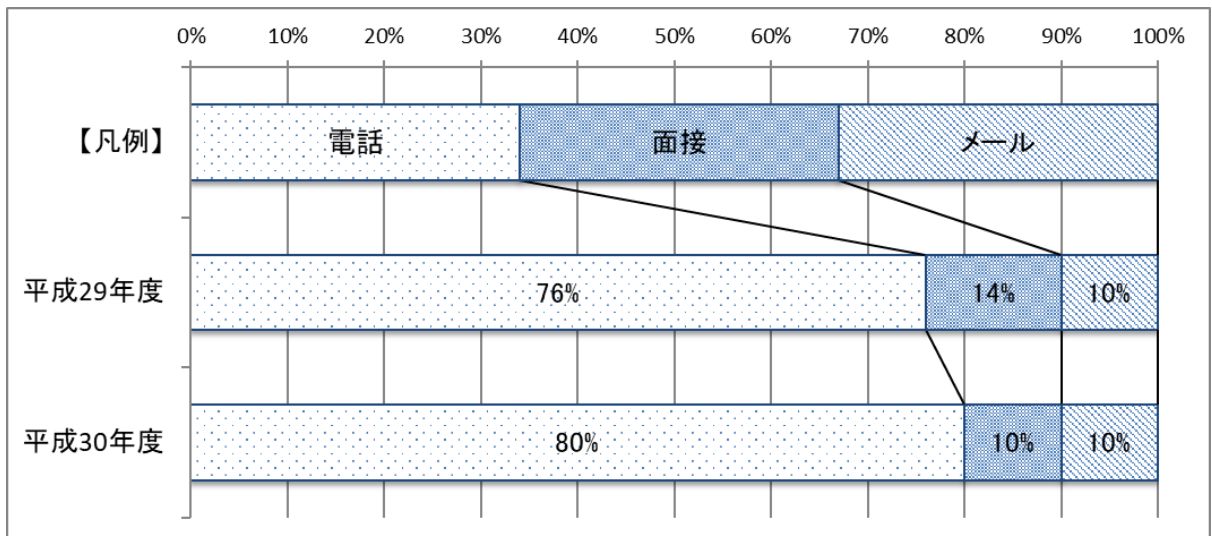


図18：実相談件数における初回相談方法（%）

8 時間帯別、曜日別

(1) 時間帯別

午後1時台(13:00～)が92件(13%)、午後5時台(17:00～)が88件(13%)で、ここが相談の多い時間帯となっています(図12)。午後6時台(18:00～)は27件(4%)、午後7時台(19:00～)は18件(3%)と少なくなっており、金曜日に、この時間帯が利用できることを周知することが必要と考えられます。

また、その他(開設時間外)が222件(32%)で、その内、午前中が166件(23%)となっています。

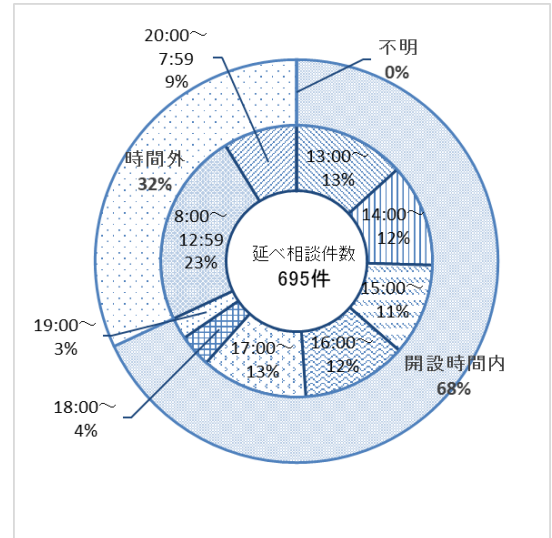


図19：相談延べ件数における相談時間帯

(2) 子ども時間帯別

子どもの延べ相談321件における時間帯は、午後1時台(13:00～)が65件(20%)と多く、続いて午後5時台(17:00～)が47件(15%)となっています(図13)。

また、その他(開設時間外)が94件(29%)で、午前中が83件(26%)となっています。

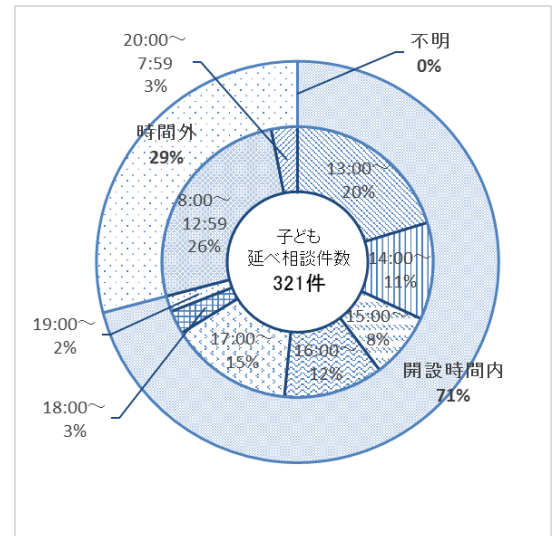


図20：相談延べ件数における相談時間帯（子ども）

(3) 曜日別相談状況

相談曜日は金曜日が165件(24%)で一番多く、続いて火曜日119件(17%)となっています(図14)。

土曜日が71件(10%)と一番少なくなっており、土曜日開設を、広く周知することが必要になっています。

また、日曜日が2件(0%)で、メールによる相談となっています。

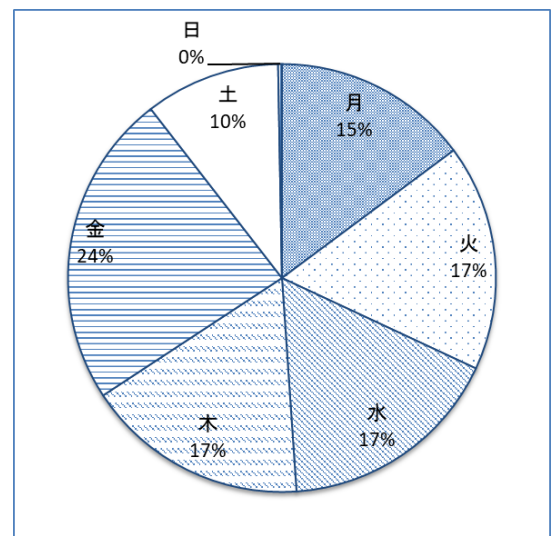


図21：相談延べ件数における曜日別

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員を中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思を確認することから始まります。その後、子どもに関わる方々や各機関に、事実確認をしたり、専門性を生かした対応のお願いをしたり、問題解決のため協力し合えるよう関係の修復などを行っています。

(1) 30年度の連携・調整状況

平成30年度は18案件について延べ79回実施しました（表7）。

平成29年度は18案件について延べ96回で、昨年度に比べ調整回数が減りました。

相談内容	案件数	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者	合計
1 いじめ	1				1					1
2 不登校	2		4		11	6				21
3 心身の悩み	2		1		1	7				9
4 交友関係	2	2			2			6		10
5 教職員の指導・対応	2	1	1		3					5
6 学校の対応	1	1			1					2
7 家族関係の悩み	4		4	6		3	1	4		18
8 子育ての悩み	1					3				3
9 虐待	3					10				10
10 その他	0									0
合計	18	4	10	6	19	29	1	10	0	79

表7：相談内容別 連携・調整先と回数

以下は（表8）、相談から連携・調整になった18件から抜粋した5件です。個人や調整先が特定できないように一部内容を変更して記載しています。

No.	相談対象	相談内容	相談概要	考察
1	小学生	交友関係	放課後児童クラブを訪問した際、相談したいとのこと。 同級生が迷惑な行為をするが、卒業に向けて皆が協力しあうクラスになりたいとのことだった。その後同じクラスの子どもたち3名も参加し、児童クラブで面接を重ねた。 各機関に状況調査を行い、擁護委員と共に学校を訪問し、今後の対応について話し合った。 子どもたちからは、クラスが変化したとの感想があった。 最後に児童クラブの発表会に招待され、子どもたちの発表を見学し、感謝の思いを伝えられた。	相談室や学校側が子どもたちの思いを真摯に受け止めて対応したことが、わずかながらあつたがクラスの状況に変化が見られることにつながったように思われる。 大人が子どもの声に真摯に向き合うことの大切さを改めて感じた。
2	中学生	いじめ不登校	母と本人が来室し面接相談。 学校でいじめがあり、周りの大人からの理解が得られず、家を出て親戚の家に行ってしまった。母の望みは校内の相談室登校であったが、本人は学校ではなく中間教室へ行くことを望んだ。 後日、中間教室に相談後、毎日中間教室へ元気に通い始めた。	母と子の気持ちのギャップを調整することができ、子ども自身がどう問題を解決するかを見守り支援することができた。
3	中学生	不登校いじめ	学校からの紹介で、母からの電話相談。 子どもは交友関係のもつれがきっかけとなって不登校になった。母は不登校のきっかけが解決すれば再び登校できるとの思いが強く、学校の対応に不満がある様子であった。 学校訪問し担任と面談。情報共有をし、担任と本人の関係が良好であることを確認した。 学校指導課と連携して家庭訪問をし、本人と面談をした。 中間教室を紹介し、また、中間教室の先生が相談窓口になるよう調整をした。 担任の家庭訪問が継続していることと、母と子との関係が改善していることを確認した。学校側の支援は継続している。	母の不安が大きく、不登校のきっかけを解決すれば、登校できるとの思いから離れることができなかった。 子の思いを聴くことはできたが、母の不安の軽減が難しかった。
4	中学生	家族関係の悩み	学校の担任の先生からの紹介で、本人が来室。 父との二人暮らしで、父子関係がぎくしゃくしてしまい、父との生活が大変であるとのこと。 父と電話連絡をとり、話をする。子との関係についての戸惑い等、傾聴助言をする。 その後、担任の先生とも連絡をとり、本人の親子関係に改善がみられたことが確認できた。	相談の中で、本人の努力を認めたことや、父の困り感を聞いたことで、父子に心の余裕を生み、関係性が変化した。
5	高校生	家族関係の悩み 学習・進路心身の悩み	学校の先生からの紹介。 当初は学校の空き教室からの電話相談で、その後は来室しての面接相談。 家族関係に悩み、両親と別居生活を送っていたが、家に戻りたいとのこと。両親との面談を重ね、本人も納得をして自宅に戻ることができた。 授業に出席ができない、試験を受けることができない等、卒業が危ぶまれたが、家庭や学校、病院とも連携をして、本人を励ますことで卒業が可能となった。	ほぼ1年間関わり続けた案件。 本年度、こうした事例が1件であったので、対応可能であったが、事例が増えらると対応が困難である 相談室の対応態勢の検討が必要。

表8：調整概要

参考資料：平成28年度、29年度、30年度 相談実績（延件数・実件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
平成28年度、29年度、30年度

(平成31年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H28	実件数	12	13	21	13	11	20	12	18	7	14	7	7	155
	延件数	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375
H29	実件数	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
	延件数	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395
H30	実件数	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
	延件数	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H28	小学生	0	3	12	1	1	5	3	5	8	5	1	1	45
	中学生	6	2	7	4	4	6	5	7	4	9	11	5	70
	高校生	2	1	8	3	1	3	1	8	0	0	6	1	34
	大人	12	17	17	18	18	51	29	23	18	20	22	20	265
	不明	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
	計	20	23	44	26	25	65	38	44	30	34	40	27	416
H29	小学生	1	2	1	3	6	11	5	8	7	8	3	2	57
	中学生	3	3	6	4	4	7	3	2	3	3	2	4	44
	高校生	4	3	4	0	0	6	7	4	4	11	8	4	55
	大人	28	14	21	20	19	38	35	30	21	15	29	24	294
	不明	2	1	0	0	0	1	0	1	0		1	0	6
	計	38	23	32	27	29	63	50	45	35	37	43	34	456
H30	小学生	1	7	4	3	2	11	4	4	9	9	10	5	69
	中学生	0	9	2	4	2	10	2	1	2	0	1	4	37
	高校生	2	27	14	19	14	27	20	21	20	15	21	20	220
	大人	24	35	38	55	52	41	49	28	21	25	14	23	405
	不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	7
	計	27	79	58	81	70	89	75	54	52	50	49	54	738

■ 相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H28	電話	15	17	28	25	16	43	29	25	17	23	21	14	273
	電子メール	4	1	7	0	0	2	0	10	3	7	10	3	47
	面談	0	4	5	1	5	9	5	5	5	3	6	7	55
	計	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375
H29	電話	29	15	27	19	21	45	29	24	18	19	23	15	284
	電子メール	5	6	1	1	0	5	1	1	0	0	4	2	26
	面談	4	2	3	5	3	7	12	13	8	10	8	10	85
	計	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395
H30	電話	16	38	34	48	42	29	21	14	18	22	11	24	317
	電子メール	2	27	11	14	12	23	22	14	10	9	16	4	164
	面談	7	10	9	15	15	30	27	23	23	18	15	22	214
	計	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
H28	いじめ	0	1	0	7	3	3	2	4	7	0	1	1	29	
	不登校	5	3	10	1	5	18	11	12	2	8	7	6	88	
	心身の悩み	0	0	2	6	0	2	2	0	1	0	1	0	14	
	交友関係	0	4	10	4	3	7	6	9	6	8	6	1	64	
	教職員の対応	1	8	2	0	1	12	5	1	4	10	5	1	50	
	学校の対応	2	0	3	0	0	2	0	0	0	0	3	0	10	
	家族関係の悩み	7	2	6	1	4	1	4	6	5	3	6	3	48	
	子育て	0	0	2	2	1	1	1	1	1	0	0	1	1	10
	虐待	1	1	0	1	1	1	1	0	2	0	0	0	2	9
	その他	3	3	5	4	3	7	3	5	0	4	7	9	53	
	計	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375	
H29	いじめ	0	1	0	0	0	4	2	2	0	0	1	5	15	
	不登校	8	3	5	0	1	4	4	6	2	1	3	0	37	
	心身の悩み	8	1	4	2	7	7	2	2	2	4	5	5	49	
	交友関係	2	2	9	8	5	9	1	5	9	6	3	3	62	
	教職員の対応	0	1	4	12	8	21	20	18	11	11	9	3	118	
	学校の対応	1	3	1	0	0	1	0	1	0	0	2	2	11	
	家族関係の悩み	4	4	6	1	1	4	2	0	0	0	6	6	34	
	子育て	0	0	0	1	0	1	6	3	2	0	1	1	15	
	虐待	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	
	その他	15	8	1	1	0	6	5	1	0	7	5	2	51	
	計	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395	
H30	いじめ	0	0	0	0	0	2	0	3	0	3	1	0	9	
	不登校	0	2	7	22	8	2	5	1	3	2	1	5	58	
	心身の悩み	6	14	3	7	10	11	23	3	10	21	7	3	118	
	交友関係	1	7	1	3	5	14	0	5	4	7	9	7	63	
	教職員の対応	2	3	2	1	1	7	7	2	4	1	0	6	36	
	学校の対応	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	家族関係の悩み	6	26	29	34	22	18	5	0	2	2	2	3	149	
	子育て	2	3	6	0	3	2	1	2	2	0	0	1	22	
	虐待	0	5	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0	10	
	その他	5	15	4	8	19	26	29	35	25	12	22	25	225	
	計	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695	

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数)
平成28年度、29年度、30年度

(平成31年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H28	実件数	12	13	21	13	11	20	12	18	7	14	7	7	155
	延件数	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375
H29	実件数	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
	延件数	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395
H30	実件数	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
	延件数	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695

■ 相談者

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H28	小学生	0	3	11	1	0	1	1	2	3	4	0	0	26
	中学生	2	2	5	2	1	1	2	7	2	4	2	2	32
	高校生	2	1	2	2	1	1	0	1	0	0	1	0	11
	大人	8	7	5	8	8	18	9	9	3	6	4	6	91
	不明	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
	計	12	13	23	13	11	21	12	20	8	14	7	8	162
H29	小学生	1	2	1	1	3	5	2	4	0	1	0	0	20
	中学生	3	2	1	0	0	4	0	1	2	0	1	2	16
	高校生	3	1	2	0	0	4	4	0	0	0	5	0	19
	大人	13	7	10	5	4	9	7	10	3	2	10	5	85
	不明	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	6
	計	22	13	14	6	7	23	13	16	5	3	17	7	146
H30	小学生	1	7	3	1	1	6	2	2	6	5	2	0	36
	中学生	0	3	2	1	0	2	2	0	2	0	0	3	15
	高校生	1	8	1	0	3	1	0	0	0	2	0	2	18
	大人	17	8	10	3	9	12	10	5	6	10	3	6	99
	不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	6
	計	19	27	16	5	13	21	14	7	14	18	7	13	174

■ 相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H28	電話	11	9	19	13	9	17	12	15	6	11	4	5	131
	電子メール	1	1	1	0	0	1	0	1	0	3	1	0	9
	面談	0	3	1	0	2	2	0	2	1	0	2	2	15
	計	12	13	21	13	11	20	12	18	7	14	7	7	155
H29	電話	17	9	12	5	7	18	5	8	4	3	12	2	102
	電子メール	4	3	0	1	0	3	0	1	0	0	2	0	14
	面談	1	1	2	0	0	1	5	5	0	0	2	2	19
	計	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
H30	電話	12	23	13	4	10	13	11	5	12	14	3	9	129
	電子メール	1	3	1	0	3	1	0	1	1	1	2	2	16
	面談	4	1	1	0	0	4	1	0	1	2	1	1	16
	計	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161

■ 相談内容

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H28	いじめ	0	1	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	8
	不登校	2	1	2	0	1	5	1	1	0	2	3	2	20
	心身の悩み	0	0	2	3	0	2	1	0	1	0	0	0	9
	交友関係	0	4	8	4	3	1	3	5	3	4	0	1	36
	教職員の対応	1	2	2	0	0	3	2	1	2	3	1	0	17
	学校の対応	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	家族関係の悩み	4	2	1	1	2	0	3	3	1	1	2	1	21
	子育て	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	5
	虐待	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5
	その他	2	2	4	2	2	5	1	5	0	4	1	2	30
	計	12	13	21	13	11	20	12	18	7	14	7	7	155
H29	いじめ	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	1	0	6
	不登校	5	2	2	0	0	2	0	4	1	0	2	0	18
	心身の悩み	4	1	1	0	2	3	1	0	0	0	3	1	16
	交友関係	1	2	5	1	2	5	1	3	2	2	1	0	25
	教職員の対応	0	1	1	2	1	4	1	3	1	1	1	0	16
	学校の対応	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4
	家族関係の悩み	3	1	3	1	1	2	1	0	0	0	3	2	17
	子育て	0	0	0	1	0	1	3	1	0	0	1	0	7
	虐待	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	8	4	1	1	0	3	3	1	0	0	3	0	24
	計	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
H30	いじめ	0	0	0	0	0	2	0	3	0	2	0	0	7
	不登校	0	1	4	1	3	1	2	0	1	1	0	3	17
	心身の悩み	5	5	0	1	2	0	2	0	1	5	1	1	23
	交友関係	1	6	1	1	4	3	0	3	3	4	2	1	29
	教職員の対応	2	1	0	1	0	4	3	0	3	1	0	1	16
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	3	0	2	0	2	5	2	0	0	2	0	3	19
	子育て	1	1	4	0	1	1	0	0	2	0	0	1	11
	虐待	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	その他	4	12	4	0	1	2	3	0	3	1	3	2	35
	計	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て

平成30年度の救済申立てはありませんでした。

(2) 自己発意

一昨年度から、子どもたちの学校外の活動に関しての相談が多くあり、子どもの権利の侵害にかかわる救済を認め、調査することを決定しました。

ア 調査活動：学校外のスポーツ・文化活動について

(ア) 趣旨

子どもたちを対象に、アンケート方式の全数調査としました。

(イ) 対象者

松本市立または組合立に通う小学校4年生から中学校3年生の、小学生6,394人、中学生6,319人、計12,713人を対象にしました。

(ウ) 調査期間

平成30年12月3日から12月21日

(エ) 主な質問

学校外で活動をしているか、その活動は楽しいか、その活動でいやな思いはあるのか、それはどのようなことなのか、それは今も続いているのか等（設問12）。

イ 調査結果

(ア) 回答数・回答率

小学生4,733人（74.0%）、中学生4,523人（71.6%）から回答を得ました。

(イ) 学校外の活動への参加

活動に参加している小中学生は74.0%（小学生は80.8%、中学生は66.9%）です。

(ウ) いやな思いをした

学校外の活動で「この一年間にいやな思いをしたことがある」と答えている子どもは、小学生242人(6.3%)、中学生122人(4.0%)でした。

ウ 個別救済

調査結果から、緊急に救済を要する事案については、子どもの権利侵害の回復のために、指導者に対して申し入れをし、回復されたことを確認しました。

エ 今後について

子どもの権利擁護委員は、この調査結果の、学校外の活動を主催する団体への周知方法や、報告書の有効活用について検討していきます。

No.	案件番号	案件名	月 日	対応
1	27-0001	スポーツ競技会主催 団体の運営について	平成27年8月31日	発意
			平成27年9月～ 平成28年7月	調査 聞き取り調査 各団体への照会 団体との意見交換
			平成29年3月27日	意見表明
2	30-0001	学校外の活動について	平成30年6月7日	発意
			平成30年12月3日～ 12月21日	調査 小学4年生から中学3年生のアンケート
			平成31年4月	個別救済
			令和元年7月	報告書作成 関係機関への配布 松本市公式ホームページ掲載
			令和元年8月	※学校外の活動を主催する各団体へ 周知する方法を検討中

表9：自己発意の状況

※「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書」は、
松本市公式ホームページでご覧いただけます。

【ホームページQRコード】



V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在をお知らせし、子どもの権利への理解と、相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード、ポスター、こころの鈴通信配布

平成30年度は、カード及び通信（33頁～42頁）を子どもたちに配布しました。

また今年度は未就学児の保護者に向けてリーフレットと、学校や公共機関にポスターを配布しました（表10）。

配布時期	配布物	対象者・配布数
平成30年 5月	●「こころの鈴」子ども用携帯カード	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任の先生 約31,500枚
	●子ども用携帯カード配布のお願い	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 担任宛：約1,300枚、養護教諭宛：約70枚
	●学校貼付用ポスター	ポスター：68枚
	●設置用携帯カード、ポスター	公共機関（地域づくりセンター、図書館等） カード約5,000枚、ポスター100枚
6月	●未就学児保護者向けリーフレット	幼稚園、保育園、認定こども園 保護者向けリーフレット 約8,000枚
	●園貼付用ポスター	ポスター68枚
8月	第10号 こころの鈴通信 小学生版／中高校生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任の先生 約31,300枚
11月	第11号 こころの鈴通信 小学生版／中高校生版	市内小学校・中学校 全児童・生徒・担任の先生 約21,200枚
12月	第12号 こころの鈴通信 小学生版／中学生版	市内小学校・中学校 全児童・生徒・担任の先生 約21,200枚
平成31年 1月	第13号 こころの鈴通信	市内高校
	中高校生版	生徒・担任の先生 約9,100枚

表10：カード、ポスター、通信の配布状況

(2) 児童館・児童センター訪問

放課後、児童センターや放課後児童クラブへ通う小学生の子どもたちに、子どもの権利に関する条例と相談室を周知する出前講座をおこないました（表11）。

小学生の子どもたちから相談につながることもありました。

No.	場所	1回目	2回目
1	高宮児童センター	11月22日	
2	並柳児童センター	11月29日	
3	田川児童センター	12月11日	1月8日
4	波田放課後児童クラブ	1月11日	1月25日

表11：児童館・児童センター訪問先、訪問日

(3) 校内放送

昨年度に引き続き、11月の人権月間（週間）及び松本子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、市内小中学校全校で、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知するために、校内放送とこころの鈴通信第11号の配布を実施しました。

放送日程は、各学校の状況に合わせ、3回に分けて、お昼等の時間に行いました。また、原稿は放送委員等の子どもたちが読んで放送しました。

2 市民（大人）への広報・啓発活動

各種研修会へ講師を派遣し、子どもの権利に関する条例と相談室への理解、相談室との連携をお願いしました（表12）。

また、市のホームページ及び広報誌等を活用した広報も行いました。

実施年月日	内容	派遣者
4月28日	長野県弁護士会 子どもの日記念シンポジウム 「～子どもの相談・救済のための公的第三者機関を作ろう～」	北川 擁護委員
5月21日	松本市民生委員・児童委員協議会 第1回 児童福祉部会研修会 演題「子ども一人ひとりが大切な存在 ～子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談・救済の取り組みから	塚原室長
9月11日	松本市PTA連合会 第4回子どもの心のとからだ委員会 オープン委員会 講演会 テーマ：子どもの権利とは 子どもの権利相談室「こころの鈴」の取り組みから 子ども、保護者の相談から グループ討議 テーマ：子どもの最善の利益とは	石曾根 擁護委員 塚原室長
11月30日	長野県教職員組合松塩筑地区支部 教育懇談会 「松本市子どもの権利条例と相談・救済活動について」	北川 擁護委員
1月19日	第5回子育てネットワークづくり事業研修会 演題「子ども一人ひとりが大切な存在 ～子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談・救済の取り組みから	大蔭 相談員

表12：市民への広報・啓発活動

【参考資料】

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表		裏
	<p>松本市は、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。</p> <p>「こころの鈴」は、子どもの笑顔あふれるまちをめざし、保護者や地域のみなさんの相談を受け、一緒に子ども達を支えています。</p> <p>子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。</p> <p>お車の方は市役所の駐車場をご利用ください。</p> <p>大手事務所2階 松本市役所 松本城</p>	

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」ポスター

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配布にあたっての依頼文

○ 担任の先生宛

担任の先生方へ

「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」周知用カード
配布のお願い

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に對しまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

新年度を迎え、小・中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の皆さまに、相談室周知用カードを配布するにあたり、担任の先生方から子どもたちへ、以下のことをお話しいただき、お渡しいただきますようお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしていること。
- どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きるができること。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は利用ができること。

子どもの権利擁護委員とこころの鈴は、子どもの権利条列の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え、実現していく信頼し合えるパートナーとして、日頃子どもたちから相談が寄せられる先生方と連携していきたいと考えています。

保健室や相談室に子どもの権利相談室カードを設置していただき、子どもたちが悩んでいる時には、こころの鈴があることを伝えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

【発行】松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手3-8-12
大手事務所2階
電話 0263-36-2505（直通）

○ 養護の先生、相談担当の先生宛

養護の先生、相談担当の先生方へ

「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」について

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に對しまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

新年度を迎え、小・中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の皆さまに、担任の先生を通して相談室周知用カードを配布させていただきます。

相談室周知用カードを配布するにあたり、担任の先生方から子どもたちへ、以下のことをお話しいただき、お渡しいただきますようお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしていること。
- どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きるができること。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は利用ができること。

子どもの権利擁護委員とこころの鈴は、子どもの権利条列の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え、実現していく信頼し合えるパートナーとして、日頃子どもたちから相談が寄せられる先生方と連携していきたいと考えています。

保健室や相談室に子どもの権利相談室カードを設置していただき、子どもたちが悩んでいる時には、こころの鈴があることを伝えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

【発行】松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手3-8-12
大手事務所2階
電話 0263-36-2505（直通）

■ 未就学児保護者用 リーフレット

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」とは

松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。

条例により、子どもたちは、差別や虐待、いじめなどの権利侵害を受けた時や受けそうな状況に置かれた時、相談をし必要な救済を受けることができます。救済のために「子どもの権利擁護委員」が置かれ、関係機関との調整を行ったり、救済申立て等により、調査をしたり、改善を求めたり、意見表明を行ったりします。

そして相談救済窓口として「子どもの権利相談室 こころの鈴」を開設しています。相談室では、子どもの気持ちを受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的としています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるように、問題解決に向けた支援を行います。

相談室では、つらい思いを抱えている子どもたちに関わる保護者のみなさんや教職員のみなさん、地域のみなさんなど、すべての大人からも相談を受けつけています。お気軽にご利用ください。

【問い合わせ先】

松本市役所 こどもこども育成課 育成担当
〒390-8620松本市丸の内3-7 TEL 0263-34-3291(直通)

子どもの権利相談室 『こころの鈴』

対象者

松本市に在住、通学、活動している
0歳からおおむね18歳までの子ども
18歳以上でも高校在学の方等は対象になります
★★★相談はどなたからでもできます★★★

相談受付時間

月～木・土曜日 午後1時～6時
金曜日 午後1時～8時
★★★日曜日、祝日・休日、年末・年始はお休みです★★★

相談方法

フリーダイヤル

電話で ☎ 0120-200-195
公衆電話、携帯電話からも無料です

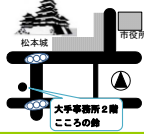
kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

メールで メールアドレス →  QRコード

会って 相談室までお越しください。
ご希望により、出張相談もします。

場所

子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874松本市大手3-8-13
松本市役所大手事務所階



松本市子どもの権利相談室

こころの鈴



子どもの権利相談室「こころの鈴」は、松本市に住んでいる子どもや、学校や施設などに通っている子どもの権利を守るところです。
困った時、つらい時、嫌だと感じた時は、「こころの鈴」に話してみませんか？

こんなときは相談してみよう

保育園・幼稚園で・・・

- 仲間はずれや友だちと遊べない
- 先生のこと、友だちのこと
- 保育園・幼稚園に行くのを嫌がる



家庭で・・・

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- からだがつらい



習い事で・・・

- 怒られること
- 先生、コーチのこと

電話・メール・会って・・・

相談する



子ども、子どもに関わる大人の皆さんも相談できます。

もう大丈夫！安心できたよ

困ったことが出てきたら、また相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。



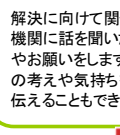
こころの鈴にできること

一緒に考える



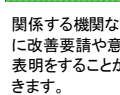
あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調べる・協力依頼



解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力やお願いをします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

要請、意見表明



関係する機関などに改善要請や意見表明をすることができます。



■ こころの鈴通信 (第10号～第13号)

○ 第10号「こころの鈴通信」(小学生版)

こころの鈴通信

保護者の皆さんへ

こころの鈴では、多くのお子さんご自身や保護者の方からの相談を受けています。お子さんが学校で、あるいはお家で生き生きとさせていない、つらい思いをしていると思うとき、保護者の方の心配は大きく、ご自分を責めたり、周囲に話せずに葛藤していることもあるようです。



松本市子どもの権利相談室 平林 優子

「こころの鈴」はお子さんにとつて、最善とはなにかを一緒に考え、関係各所との連携も行いながら、活動していくところです。「こころの鈴」は、できる限りお子さんの思いや意思を尊重し、お子さん自身が決める、行動できるようにサポートしたいと考えています。

最近ではうれしいことに、保護者の方がお子さんに、「こころの鈴」に相談してみたらど勧めでござって、お子さんがご自分の気持ちをお話す一歩になることも増えてきました。

お電話された多くの方が、これまでのお話をされ、質問に答えられたり、相談員と状況を整理し、できることを探しながら、解決の糸口を探る中で、お子さん自身の気持ちやあり様をもう一度直す機会にもなっているように思います。お子様のまた保護者の方の身近な相談窓口として活用いただければと思います。

みなさんの相談をうける、相談員をしようかします



つかがわ
うれしいこと、たのしいこと、いやなこと、かなしいこと、すべてみなさんの大切なこころの声です。こころの声をはなしてみませんか。



はまだ
小学校のとき、学校でいやなことがあったり、先生に叱られたりしたときは、おはあちゃんに甘えてたよ。家の人に話すのってちよつと恥ずかしくてね。こころの鈴は名前を言わなくてもいいから、お電話してみてね。

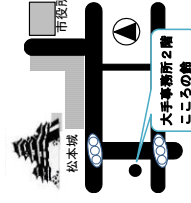


たかはし
4月から相談員になりました。どんなことでも話をしてみてください。まっています。



おつた
今年6月から相談員をしています。なにか楽しいことつらいことがあったら連絡してね。

※注目! 「松本市子ども権利相談室」のマークを



松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」～秘密は守ります～
●電話で相談 0120-200-195 (無料)
●会って相談 松本市役所大手事務所2階 松本市役所大手事務所2階
●受付時間 月～木 午前10時～午後6時 / 金曜日 午後1時～8時
●場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 ことば部 ことば育成課 育成担当まで TEL.0055-34-3201

こころの鈴通信

No.10 小学生版 平成30年5月27日



こんにちは。
ここの夏はとも暑かったですね。夏休みはとうとう始まりましたか？
さあ、2学期が始まりましたね。元気で楽しい毎日になるといいですね。
こころの鈴に、うれしかったことやこまったことなどみなさんの声を聞かせてください。まっています。

いままでに、こんなぞうだんがありました

友だちとけんかをしました。どうやって、ながなおりしたらいいたろう。

友だちがいじめられている。どうやって先生に相談したらいいかな。

けんかをしたら、わたしのだけが悪いことになった。相手も悪いと思うけど大人が話を聞いてくれない。

先生が、他の子に話していると、こわい。

- 【タノのカギ】
- 1 白い粉でできためんこに、真がたくさん。「お〇〇〇〇ん」。
 - 2 にほん語では「こい」きてね。英語では〇〇〇。
 - 3 冬のオリンピックより早く、石をころがす。「そだねー」がはやりました。
 - 4 みそを作るどきに入れる木の〇〇。ワイルドも〇〇に入っているね。
 - 5 ナストの〇〇〇は100歳。実験をした〇〇〇をまどめる。
 - 6 クマやリスが冬になると眠ること。
- 【ヨコのカギ】
- 1 山よりは低く、すこし高くつた地かん。〇〇田が学校。〇〇山。
 - 2 こころも僕も元気でいれること。よく休んで、よくねると〇〇〇〇になるよ。
 - 3 菊に似た花のさかハーフ。お茶にするよ、リラックスできるよ。
 - 4 細くて長い食べ物。ラー〇〇は人気。
 - 5 くすりや、お薬も赤っている。〇〇〇〇スト。薬物のことだよ。
 - 6 冬のオリンピック。飛雪結核くんがとった〇〇メダル。2回目はね。

クイズパズル

1	2	3	4
			B
7		A	
8			5
	D		C
9			
			E
			10

★むずかしいときは、おなとついでにみんながえがいてみましょう★★
A・B・C・D・Eのことばをからべてみましょう。この間、優勝をしましょう。
答えは通信のどこかにあります。さがしてみましょう。

こころの鈴通信

発行元 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.10
中学生版
平成30年9月27日



夏休みは終わりましたが、楽しかったですか？
新学期が始まり、新しいチャレンジの瞬間がやってきます。
「楽しいこと」「うれしいこと」「つらいこと」「せつないこと」「いやなこと」
『こころの鈴』へ電話やメールで話を聞かせてね、待っていますよ。

今までに、このような相談がありました

- 前活動が楽しくない。酷しくて、練習についていけない。やめたいけどやめることもできない。
- 友達との間にいじめがある。話してもできない。
- クラス替えがあった。だれと仲良くしてよいかわからなくなりました。
- 学校の話を話さなくていい。話さなくていい。
- 親と意見が合わない。自分の意見を頼りたくて話したい。
- 学校で話す人がいません。だれかと話したい。
- クラスの仲間と気軽に話したいのに、うまく話せない。
- 学校には行きたくけれど、つまらなく感じる。
- 自分の悪口がSNSに投稿されている。

保護者の皆さんへ



こころの鈴では、多くのお子さんご自身や保護者の方からの相談を受けています。
こころの自立を図ろうとするこの時期は、お子さん自身がつましく表現できない葛藤を抱えたり、寡黙になることもあり、保護者の方もどう聞かれればよいか悩むことも多いと思います。
「こころの鈴」はお子さんにとって、葛藤とほのかなを一緒に考えるところでもあります。関係各所とも連携をとりながら活動しています。
「こころの鈴」は、お子さんの思いや意思を尊重することを優先し、お子さん自身が決め、行動できるようにサポートしていきたいと考えています。保護者の方からのご相談でも、できるだけお子さんの声を聞いていきたいと考えています。
お電話された多くの方が、これまでのお話をされ、質問に答えられたり、相談員と状況を整理し、できることを探しながら、解決の糸口を探る中で、お子さん自身の気持ちやあり様をもう一度見直す機会にもなっているように思います。
お子様のまた保護者の方の身近な相談窓口として活用いただければと思います。

松本市子どもの権利相談員
平林 優子



松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

今回は「社会に参加する権利」についてお話しします。
まずは社会とは何か考えてみましょう。影響を与えている人々のまとまりを言います。
家族、仲間、学校、部活動、課外活動などが社会ともなっています。そして、松本市、長野県、日本、世界も大きい社会です。
皆さんが、学びや様々な体験の中で仲間や人間関係づくりができ、自分の周りの社会に参加すること。そして、わかりやすい情報を得て、自分が所属している社会のことを考えることができ、その仕組みを考へ意見を発信できることが「社会に参加する権利」です。
松本市のすべての大人は、皆さんの「社会に参加する権利」を大切にします。

社会に参加する権利ってどんなことだろう？

- 自分が ⇒ 家族、学校などで自分らしくいられる
- 自分が ⇒ 仲間はずれにされない
- 自分が ⇒ 家族のルールや学校のルールを知っている
- 自分が ⇒ 意見を自由に言うことができる
- 自分が ⇒ 意見を周りの大人が聞かれる
- 自分の ⇒ 意見を表現するために一緒に考えてくれる大人がいる
- 自分が ⇒ 安心して社会に参加できる
- 自分の ⇒ 暮らしている松本市のことを知っている
- 自分の ⇒ 暮らしている松本市をより良くする意見を考えることができる

～自分のことを、見直してみよう～

みなさんのお話をきく、相談員を紹介します



TAKAHASHI

誰かに相談することは、とても勇気のことです。でも、もやもやしている気持ちやイライラしている気持ちを話すと、こころが少し軽くなります。話ませんか。



HAMADA

中学生の頃、親友だと思っていた子に裏切られたらと思うと、親にも話せない、夜泣いてた。こころの鈴は秘密を守るよ。話してみよう。



OOTSUTA

4月から相談員になりました。学校の様子や部活のことなど何でも、みなさんの声をきかせてください。まっています。



OOTSUTA

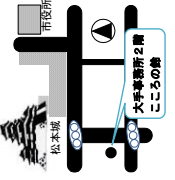
今年6月から相談員を担当しています。家族、友達、夢、不安、戸惑い、なんでも相談してください。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

- 受付時間 月～木：土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお話しください。
- メールで相談 kodomo@city.matsumoto.lg.jp



メールアドレス →



「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当まで TEL. 0263-34-3291

こころの鈴通信

No.10
高校生版
平成30年8月27日



夏休みが終わりましたが、楽しい夏休みでしたか？
文化祭の時、一人ひとりが活躍しましたか？これから行われる学校もあるかな？
新学期が始まり、新しいチャレンジの期間がやってきました。
「つらいこと」「せつないこと」「いやなこと」は、心にためていくと苦しくなります。
そんな時は、「こころの鈴」へ電話やメールで話をしてください。一緒に考えましょう。

今までに、このような相談がありました

部活動が楽しくない。疲れて、練習についていけない。やめたいけどやめることもできない。

連絡について、親と意見が合わない。自分の連絡を親が認めてくれない。

友だちが心配。変なサイトを覗いていたのでやめさせた。

授業に出ている集中できない。進学のためには勉強をした。

好きな子が離れて行っていいように感じる。どのようにしたらいいだろうか。

学校でいじめがあった。先生が勝手に解決して自分の居場所がなくなった。

学校に行かない。親も先生も単位のことばかりを気にしている。

部活の先生やコーチの指導に納得がいかない。



保護者の皆さんへ

こころの鈴では、多くのお子さんご自身や保護者の方からの相談を受けています。
こころの自立を図ろうとするこの時期は、お子さん自身からうまく表現できない葛藤を抱えていたり、寡黙になることもあり、保護者の方もどう聞かれればよいか悩むことも多いと思います。
「こころの鈴」はお子さんにとって、最善とはなにかを一緒に考えるところです。関係者とも連携をとりながら活動しています。

「こころの鈴」は、お子さんの思いや意思を尊重することを優先し、お子さん自身が決め、行動できるようにサポートしていきたいと考えています。保護者の方からのご相談でも、できるだけお子さんの声を聞いていきたいと考えています。

お電話された多くの皆さんが、これまでのお話をされ、質問に答えられたり、相談員と状況を整理し、できることを探しながら、解決の糸口を探る中で、お子さん自身の気持ちやあり様をもう一度見直す機会にもなっているように思います。
お子様のまた保護者の方の身近な相談窓口として活用いただければと思います。



松本市子どもの権利相談員
平林 優子

○ 第10号「こころの鈴通信」(高校生版)

こころの鈴通信

松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

社会に参加する権利ってどんなことだろう？

- 自分が ⇒ 家族、学校などで自分らしくいられる
- 自分が ⇒ 仲間はずれにされない
- 自分が ⇒ 家族のルールや学校のルールを知っている
- 自分が ⇒ 意見を自由に言うことができる
- 自分の ⇒ 意見を周りの大人が聞いてくれる
- 自分の ⇒ 意見を表現するために一緒に考えてくれる大人がいる
- 自分が ⇒ 安心して社会に参加できる
- 自分の ⇒ 暮らしている松本市のことを知っている
- 自分の ⇒ 暮らしている松本市をより良くする意見を考えることができる。

～自分のことを、真直してみよう～

今回は「社会に参加する権利」についてお話しします。
公職選挙法改正により、2016年7月から国政選挙・地方選挙に18歳以上が参加することができるようになり、高校3年生の多くの皆さんは政治、社会に参加する権利が認められるようになりました。

若く18歳にならない皆さんは、法的には子どもですが、松本市子どもの権利に関する条例では、子どもも主権者であることが定められています。例えば、子どもは松本市や地域の課題に対して適切な情報提供を受け、考えることができ、意見を言えます。松本市という社会だけではなく、家庭、学校も身近な社会です。自分の意見が言え、そして考えることができ、提案できることが「社会に参加する権利」と考えられています。

松本市は、ユニセフが提唱している「子どもにやさしいまち」を目指し、皆さんの「社会に参加する権利」を大切にしています。



みなさんのお話をきく、相談員を紹介します



TAKAHASHI

誰にも言えないことはありませんが、あなたが思いを言葉にすると、変化が起きることがあります。あなた自身の思いを大切にします。どんな思いでも話してみませんか。



HAMADA

高校時代、毎日どうやって前向きな生活を送るか考えていました。やめたいほどじゃないけど、なんだか夢中にもなれなくて、だらだらして、のんびりした高校生活でした。



OOTSUTA

4月から相談員になりました。どんなことでも話をしてみてください。気持ちがあつつきりすると嬉しいです。みなさんの声を聞かせてください。

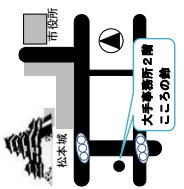


OOTSUTA

今年6月から相談員を担当しています。家族、友達、夢、不安、戸惑い、なんでも相談してください。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

- 受付時間 月～木、土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195. (無料)
- 来て相談 こころの鈴までお越しください。
- メールで相談 kodomo@city.matsumoto.lg.jp



メールアドレスonコード →

○ 第11号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元: 松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.11
小学生版
平成30年11月1日

児童のみなさんへ

「つらいな...」「悲しいな...」と思うことの中には、『子どもの権利』が守られていないことがあります。少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。秘密は必ず守ります。

たどえば、こんなことで悩んでいたら...

学校で...

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家庭で...

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- かなしいこと

都活や習い事で...

- 怒られること
- 先輩や先生、コーチのこと

電話で・メールで・会って...

どんなことでも、まずは相談してみよう。

調べる・協力依頼

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

要請・意見表明

関係する機関などに改善を要請や意見表明をすることができます。

もう大丈夫！安心できたよ

困ったことがあれば、また相談してください。

子どものための相談室

子ども権利相談室「こころの鈴」

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

希望により、相談員が出かけすることもできますので、ご相談ください。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 子育て課 育成担当 (☎0285-34-3291) まで

○ 第11号「こころの鈴通信」(中学生版)

発行元: 松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.11
中学生版
平成30年11月1日

生徒のみなさんへ

「つらいな...」「悲しいな...」と思うことの中には、『子どもの権利』が侵害されていることがあります。少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。秘密は必ず守ります。

例えば、こんなことで悩んでいたら...

学校で...

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家庭で...

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- かなしいこと

都活や習い事で...

- 怒られること
- 先輩や先生、コーチのこと

電話で・メールで・会って...

どんなことでも、まずは相談してみよう。

調べる・協力依頼

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

要請・意見表明

関係する機関などに改善を要請や意見表明をすることができます。

もう大丈夫！安心できたよ

困ったことが出てきても、必要があれば見守り支援をします。

子どものための相談室

子ども権利相談室「こころの鈴」

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 子育て課 育成担当 (☎0285-34-3291) まで

アイズ 松本を知ろう

松本市のマスコットキャラクターの名前はなんですか？

① アルゴマ ② ふなっしー ③ アルプちゃん ④ おおまひん

松本市が「楽都」と呼ばれるのに最も関係しているのは次のうちどれでしょう？

① 松本ぼんぼん ② セイジ・オザワ 松本フェスティバル
③ 楽市楽座 ④ 国宝松本城太鼓まつり

アルプスドリームコースターがある公園はどこですか？

① アルプス公園 ② 城山公園
③ あがたの森公園 ④ 信州スカイパーク

保護者の皆さんへ



石曾根 正勇
松本市子どもの権利相談員

このクイズは、「松本検定ジュニアコース」の過去の問題からの出題です。答えは紙面のどこかにあります。

こころの鈴には、子どもだけでなく保護者の方からも、子育ての不安・悩み、学校生活での心配ごとなど、子どもに関するさまざまな相談が寄せられています。お子さんが生まれてから、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校と成長していくにつれ、心配なことや不安なことが次々とでてくるかどうかわからない問題のとき、一人で抱え込んでしまうと、いつのまにかどうしたらいいかわからなくなってしまうこともあります。そんなときは、私たち「こころの鈴」にご相談ください。

私たちは、問題解決に向けて、いつも、その子どもとどきどきすることは何かを、お子さんの気持ちに寄り添いながら一緒に考えてサポートしていきます。そのため、問題解決に時間がかかる場合もあります。しかし、お子さんが自分の心をみつめながら次のステップに進み、主体的に成長していくためには必要なことだと考えています。

悩みを抱え込まずに私たちに相談してください。一緒に考えましょう。

こころの鈴通信

12月3日から12月21日まで、市内小中学校のご協力のもと、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒のみならず、「学校外のスポーツ・文化活動」についてのアンケート調査を行います。これは学校外の活動について、様々な相談が寄せられていることから、松本市子どもの権利に関する条例に基づいて行うものです。保護者の皆様におかれましては、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

尚、この調査についてのお問合せは、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」までご連絡ください。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 直通電話：0263-36-2505



松本市役所
大手事務所2階
こころの鈴

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせ先は、松本市役所 ことども育成課 育成担当まで TEL 0263-34-3291

No.12 小学生版 平成30年12月5日

こころの鈴通信

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」



こんにちは。すこしずつ重くなくなってきましたね。もう、12月ですね。2学期も、もうすぐで終わります。みなさんの2学期はどんなことがありましたか？こころの鈴に、うれしかったことやよかったことなどみなさんの声を聞かせてください。まっっています。

いままでに、こんなぞうだんがありました

友達とあそぶことや、遊びたいけど、やめてほしいな。

テストで100点をとりました。おがさんが褒められました。

楽しい気持ち、かたがたに話すと、楽しさが増えたり、かたがたに話すと、楽しさが増えたりしますよ。

学校がすこしきげんやないの。クラスがうるさい。

ドッジボールをしていたら、友だちとけんかをしたんだ。なかなかお話をしなな。

楽しい気持ちや、うれしい気持ち、かたがたに話すと、楽しさが増えたり、かたがたに話すと、楽しさが増えたりしますよ。

給食がすきじゃないけど、どうしたらいいですか。

いちど「こころの鈴」に電話したかったの。



クイズの答え: Q1 ③、Q2 ②、Q3 ①

アイズ

松本を知ろう

Q1 松本市は「〇〇寿命延伸都市」をめざしています。〇〇に入る言葉は？
 ① 運動 ② 生活 ③ 睡眠 ④ 健康

Q2 松本市を表す3つの「ガク郡」に当てはまらないのは？
 ① 岳部 ② 楽部 ③ 郭部 ④ 野部

Q3 松本の西側にそびえる3000メートル位の山はなんと呼ばれていますか？
 ① 西アルプス ② 北アルプス ③ 東アルプス ④ 南アルプス

Q4 松本城の歴代の藩主(殿様)として正しくないのはどれですか？
 ① 松平氏 ② 石川氏 ③ 小笠原氏 ④ 上杉氏

Q5 松本山雅フットボールクラブの公式マスコットはどれですか？
 ① アルクマ ② カンズくん ③ くまモン ④ ひこにゃん

Q6 桜の名所になっている、東日本で最古級の古蹟の名前はどれですか？
 ① 針塚古蹟 ② 弘法山古蹟 ③ 鈴形古蹟 ④ 森野露塚古蹟

保護者の皆さんへ



このウイズは、「松本特定シニアコーア」の運営の問題からのお出題です。答えは紙面のどこかにあります。

このウイズは、「松本特定シニアコーア」の運営の問題からのお出題です。答えは紙面のどこかにあります。

このウイズは、「松本特定シニアコーア」の運営の問題からのお出題です。答えは紙面のどこかにあります。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大正3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- メールで相談 メール7FLVAG0ロード ⇒




12月8日から12月21日まで、市内小中学校のご協力のもと、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒のみなさんに「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート」調査を行っています。これは学校外の活動について様々な相談が寄せられていることから、松本市子どもの権利に関する条例に基づいて行うものです。保護者の皆様におかれましては、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

尚、この調査についてのお問合せは、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」までご連絡ください。
 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 直通電話：0263-36-2505

こころの鈴通信

No.12 中学生版
平成30年12月3日

すこしずつ寒くなってきました。今年もあと残すところ1ヶ月ですね。皆さんの2学期はどうでしたか？
 3年生は進学に向けて、受験があり、より一層大切な時期になってきましたね。皆さんの「楽しいこと」、「うれしいこと」、「つらいこと」、「つけないこと」などを皆さんの「楽しいこと」、「うれしいこと」、「つらいこと」を皆さんの声をお待ちしています。

今までに、このような相談がありました

友だちの見えるサイトが気になる。やめさせたいけどどうしたらよいか。	友だちの輪に入れない。話うこともできない。	友だちがおこっけくくれるけれど、どうしたらよいかわからない。	自分の悪口がSNSに投稿されている。
連絡について、親と悪口が合わない。自分の連絡を親が読めてくれない。	クラス替えがあって、だれと仲良くなってよいかわからなくなってしまう。	学校には行きたくないけれど、つまらなく感じる。	学校の悪口がSNSに投稿されている。
学校で話す人がいません。だれかと話をしたい。	クラスの人が、友だちの悪口を話しているのを聞いて、舌しくなる。	学校には行きたくないけれど、つまらなく感じる。	自分の悪口がSNSに投稿されている。

子どもの権利 ミニ講座

松本市子どもの権利に関する条例で、特に大切にしている権利が4つあります。その中の1つ、「主体的に成長する権利」は、子どもの皆さんが、「かけがえのない自分」が大切に存在することを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること」です。自分らしく生きたり、自分を大切に生活していくことが保障されています。

『自分らしく生きてどんなこと？』 ～見直してみよう～

例えば…

- 自分の好き ⇒ ひとも好き
- 差別を ⇒ されない
- 夢を ⇒ 持てる
- 興味や遊びを ⇒ 楽しめる
- 自分の思ったこと ⇒ 言うことができる
- いじめを ⇒ 受けない
- 教育や授業を ⇒ 受けることができる
- 失敗をした ⇒ 再びチャレンジができる

この鈴では一生懸命に皆さんのお話を聞かせていただきます。すっきりした気持ちになったら、解決策が浮かぶかもしれません。私達と一緒に考えましょう。

秘密は守ります。名前や学校名は言わなくていいですよ。

相談員からMessage

こころの鈴通信

クイズ 松本を知ろう

- Q1 松本市の市制施行は明治何年の5月1日?
 ①明治30年 ②明治35年 ③明治40年 ④明治45年
- Q2 河津橋岡辺を舞台にした『阿童』は誰が書いた?
 ①中里介山 ②日井吉寛 ③芥川龍之介 ④北村夫
- Q3 日本百名山の1つで、松本から見える三角形の山容が特徴的な北アルプスのシンボリック存在の山は?
 ①権ヶ岳 ②常念岳 ③蝶ヶ岳 ④美ヶ原
- Q4 松本平農古の弘法山岳の形はどれ?
 ①前方後円墳 ②前方後方墳 ③前方後方墳 ④前円後方墳
- Q5 松本城天守の天守の高さは?
 ①168m ②183.5m ③29.4m ④31.6m
- Q6 松本が生んだ世界的な前衛芸術家・草間彌生が描いた代表的な野菜はどれ?
 ①きゅうり ②さつまいも ③かぼちゃ ④なす
- Q7 松本市の目指すべき都市像「健康寿命延伸都市・松本」のキャッチコピーは?
 ①健康に生きる ②楽しく生きる ③輪廻に生きる ④美しく生きる
- Q8 次の山岳のうち活火山は?
 ①権ヶ岳 ②奥穂高岳 ③前穂高岳 ④焼岳
- Q9 松本平の方言で「良くない、悪い」を意味するのは?
 ①ゴシタイ ②チキナイ ③オソイ ④ツモ
- Q10 松本が舞台の映画「orange」で主人公高宮菜穂役を演じた俳優は?
 ①宮崎あおい ②井上真央 ③長澤まさみ ④土屋太鳳

このクイズは、「第11回松本検定基本コース」の問題からの出題です。答えは紙面のどこかにあります。



保護者の皆さんへ

このお盆には、子どもだけでなく保護者の方からも、子育ての不安・悩み、学校生活での心配ごとなど、子どもに関するさまざまな相談が寄せられています。お子さんが生まれてから、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校と成長していくにつれ、心配なことや不安なことが次々とでてくると思います。解決が難しい問題のとき、一人で抱え込んでしまうと、いつのまにかどうしたらいいかわからなくなってしまうこともあります。そんなときは、私たち「こころの鈴」にご相談してください。

私たちは、問題解決に向けて、いつも、その子にとって最善なことは何かを、お子さんの気持ちに寄り添いながら一緒に考えてサポートしていきます。そのため、問題解決に時間がかかる場合もあります。しかし、お子さんが自分の心をつみよめるから次のステップに進み、主体的に成長していくためには必要なことだと考えています。

悩みを抱え込まずに私たちに相談してください。一緒に考えましょう。



松本市子どもの権利相談員 石曾根 正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

- 受付時間 月～木・土曜 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しください。お電話をください。
- メールで相談 kodomo@city.matsutomoto.lg.jp



〒010-8660 青森県松本市役所 子育て課 相談室まで ☎086-944-3291

こころの鈴通信

No.13 中高生版 平成31年10月発行



平成最後の年、平成31年(2019年)になりましたね。今年の干支は、十二支の12番目の「亥(いのしし)」です。亥年の特徴は「勇氣と冒険」だそうです。あなたの1年が、勇氣と冒険に満ち、素敵なことがたくさんあるように願っています。

今までに、このような相談がありました

- 明日テストがあるけど、なにも勉強をしていません。成績が悪いと親に叱られるかも。
- 親と意見が合いません。他の人に悪い気がします。
- 親との関係が悪いので、決めたことを守れないです。決めたことを守れないです。決めたことを守れないです。
- 学校には行きたくないけれど、つまらなく感じます。
- 自分の悪口がSNSに投稿されています。
- テストの点数が下がってしまっていて、自分には価値がなくなっているような感じがします。
- 高校を卒業したいけれど、学校に行くのがつらいです。
- 好きな子がいます。休みになって距離が遠くなった気がしますが、どうしたらよいでしょう。



相談室からMessage

こころの鈴では一生懸命に皆さんのお話を聞かせていただいています。すっかり、持ち方になったり、解決策が浮かぶかもしれません。私たちと一緒に考えましょう。秘密は守ります。名前や学校名は言わなくていいですよ。

子どもの権利 ミニ講座

松本市子どもの権利に関する条例で、特に大切にしている権利が4つあります。その中の1つ、「主体的に成長する権利」は、子どもの皆さんが、「かけがえない自分」が大切に存在していることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されることです。自分らしく生きたり、自分を大切に生活していくことが保障されています。

『自分らしく生きるってどんなこと?』 ～見直してみよう～

例えば...
 自分が好き ⇒ ひとも好き
 差別を ⇒ されない
 夢を ⇒ 持つことができる
 失敗をした ⇒ 再びチャレンジできる
 自分の思ったことを ⇒ 言うことができる
 いじめを ⇒ 受け
 教育や授業を ⇒ 受け
 失敗をした ⇒ 再びチャレンジできる



VI 研修・会議

1 研修について

相談員のスキルアップのために相談室内研修を実施したり、他機関の主催する研修に参加をしています。平成30年度は9回の研修に参加しました（表13）。

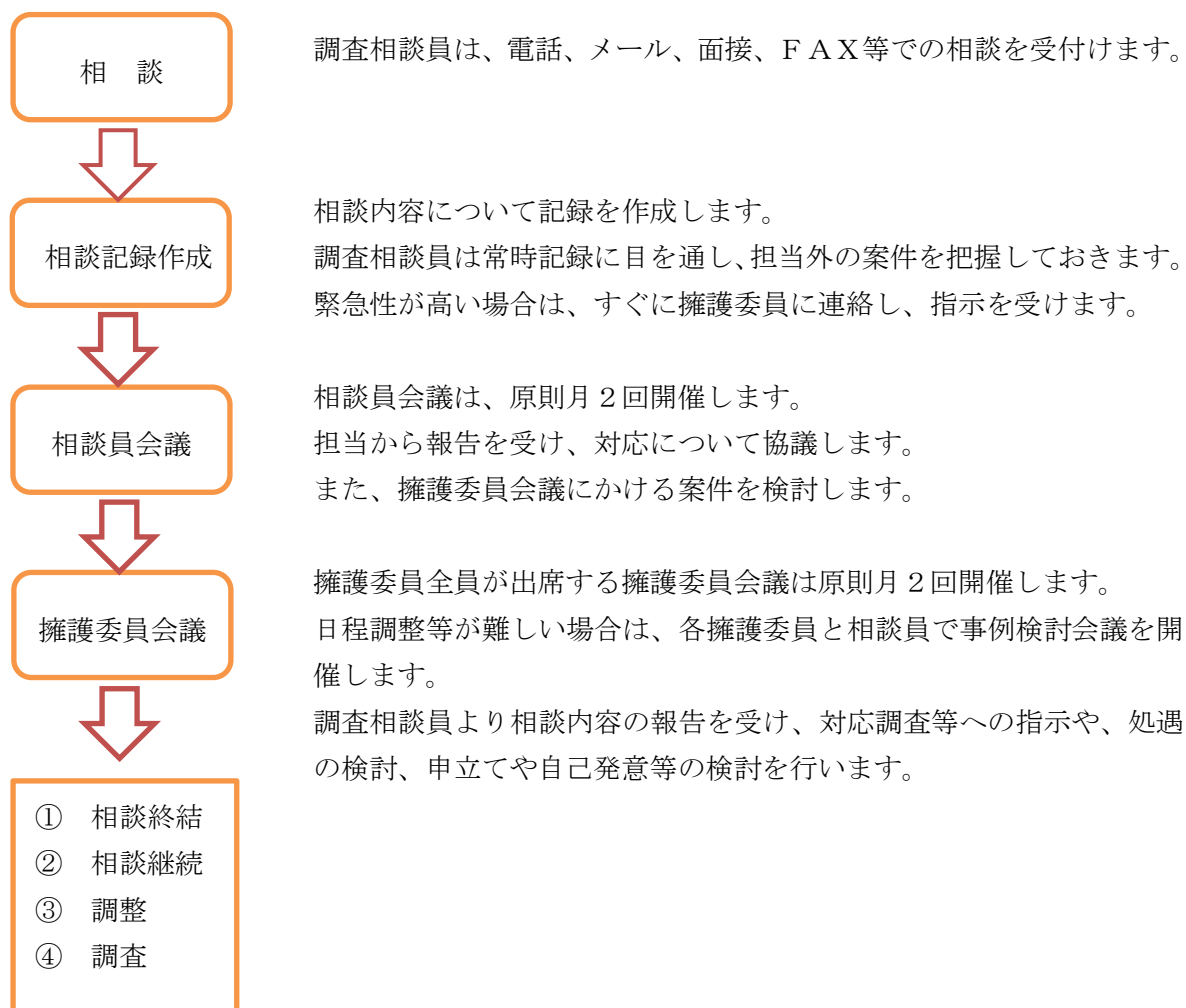
No.	月日	研修会	講師	参加者
1	4月9日	相談支援スペースはぐルッポ主催 川崎市子ども夢パーク視察	NPO法人フリースペース たまりば 理事長 西野博之 氏	室長
2	5月10日	第1回「松本市発達障害児相談支援研修会」	信州大学医学部附属病院 子どものこころ診療部 部長 本田秀夫 氏	室長・相談員1名
3	6月14日 7月19日 7月31日	相談室内研修「電話相談の特徴」 ロールプレイ「不登校生徒の親の相談」		室長 相談員3名 こども育成課2名
4	6月25日	こども福祉課 「離婚家庭の子どもとその親に携わる 関係職員の研修会」	離婚後の子どもの権利を守る 『親子ネットNAGANO』 代表 堤則明 氏	相談員1名
5	8月4日	豊田市 10周年記念シンポジウム 「子どもの声を聴く ～いじめで苦しむ子どもをなくそう～」	元 西尾市いじめ相談員 大河内祥晴 氏	擁護委員1名
6	9月7日	人権・男女共生課 「相談業務に携わる職員を対象とした 性的マイノリティに関する研修」	信州大学学術研究院保健学系 広域看護学領域公衆衛生看護学 山崎明美 氏	相談員1名
7	10月25日	松本広域連合 「個人情報保護法とコンプライアンス研修」	(株)インソース 内藤悟 氏	相談員2名
8	10月26日	県生涯学習推進センター 「子どもの貧困問題と対策」	法政大学現代福祉学部 教授 湯浅誠 氏	相談員1名
9	2月10日 2月11日	『地方自治と子ども施策』 全国自治体シンポジウム2018宗像		擁護委員1名 相談員1名

表13：研修参加一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

年49回開催しました。擁護委員会議は24回、相談員会議は25回開催で、今年度は、擁護委員事例検討会議は開催しませんでした(表14)。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談員会議	3	1	3	3	1	2	2	3	1	2	2	2	25
擁護委員会議	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
擁護委員 事例検討会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表14：月別会議開催状況

3 意見交換等について

子どもの相談調整を円滑に行うために、関係機関と意見交換をし、子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動へのご協力をお願いし、今後の活動につなげています。

(1) 教育長との意見交換

ア 開催日：10月9日

イ 場所：教育委員会室

ウ 出席者：教育長、学校指導課 課長、主任指導主事、
こども育成課 課長、係長、擁護委員3名、室長

エ 内容：「学校外の活動についてのアンケート」について

(2) 教育委員会との意見交換

ア 開催日：11月15日

イ 場所：教育委員会室

ウ 出席者：教育長、教育委員4名、教育部長、教育政策課課長、学校指導課課長、
学校教育課課長、こども部長、こども育成課長、係長、擁護委員1名、室長

エ 内容：「学校外の活動についてのアンケート」について

(3) 教育委員会との意見交換

ア 開催日：平成31年1月17日

イ 場所：教育委員会室

ウ 出席者：教育長、教育委員4名、教育部長、教育政策課課長、学校指導課課長、
学校教育課課長、こども部長、こども育成課長、係長、擁護委員2名、室長

エ 内容：

(ア) 子どもの権利相談室「こころの鈴」 相談状況について

(イ) 平成30年度 相談増加している背景について

(ウ) 昨年度の相談から 教職員の指導対応について

(エ) 質疑応答、意見交換

Ⅶ 子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員からメッセージ

「こころの鈴のカタチ」

室長・調査相談員 塚原 文子

平成30年度の「こころの鈴」は、延べ相談件数や相談者数、面接相談が大幅に増えたことが特徴的でした。

それは、ある高校生の相談が影響しています。開設以来、「こころの鈴」にはこの様な経験がなく、相談室の役割や、子どもの相談や子ども自身を支えることとはどんなことなのか、より深く考えるきっかけになりました。

子ども自らが毎日「こころの鈴」を訪れる時に、主体性を確保しながらも、どんな対応をしていけばよいのか。ここにしか子ども自身がホッとできる居場所がない場合、家族や学校に対してどのような調整が必要なのか。他の相談との兼ね合いや、相談員の限界値もありながら、どの様な方向に進めていけばよいのか。擁護委員の先生方を含め、皆で検討してきた1年でもありました。

時折、会議の中では、相談者自身の「依存」についての意見も出ました。相談者が依存しないような配慮が必要だったのか、深く関わりすぎではないのか、家族関係修復の足かせになるのではないのか等、様々なジレンマが「こころの鈴」や私自身に生じていました。

ただ、相談員会議の中で「この支援を100人はできないかもしれない。でも今それを考えるよりも、この相談支援を継続していこう」という方向性が決まり、「こころの鈴」の価値観が自由で「いいな」と感じた瞬間でした。

私は、精神的に未熟な子どもが変化を望み、大人に相談して頼ることは自然のことであり、「こころの鈴」がその子どもたちの主体性を大切にしながら解決の道のを支えていくことが大切だと考えています。相談員である大人が、子ども自身や子どもを取り巻く環境を評価し、改善することよりも、子ども自身が問題をどの様に考え、どのように解決していきたいのか考えるプロセスこそが、「こころの鈴のカタチ」であり、子どもの権利で大切にしている「主体的に成長できるための支援」だと思います。子どもが試行錯誤したり、失敗したりして進む道のは、大人には歯がゆいこともあります。子ども自身で考え乗り越えていくことが、大人になってもその人の力となっていきます。

子どもの権利を支える相談員である私たちは、個々の価値観や「こころの鈴」の価値観を意識し、より柔軟であることを大切にしていきます。

いつも、子どもの成長する力を信じ、そして共に歩む存在でありたいと思います。



「親のころと子のころ」

調査相談員 濱田 まなみ

十数年前、故河合隼雄氏の講演会で「親孝行したいときには親はなし」と言いますが、今は「親孝行したくないのに親はいて」というくらい長寿社会ですね。と笑いながら話されていたことをふっと思い出した。子が大人になって親の気持ちがわかる頃になって、親孝行したいと思っても親はいないというのだが……。

一方、「親のころ、子しらず」といいますが、相談員という仕事をし、子どもの思いを聴いているとつい思ってしまうのは「子のころ、親知らず」なのです。

子どもさんが学校に行けない、あるいは問題行動がある。親として、心配で心配でしかたがないでしょう。大切な子どもだからこそその思いです。このまま学校へ行かなかっただら、この子の人生はどうなってしまうのだろう。こんな問題行動ばかりおこして、法に触れるようなことをしてしまったら、この子の人生どころか、家族の人生だってめちゃくちゃになってしまう。今の状況では、幸せな人生なんてありえないと思われる方もいらっしゃるようです。

でも、将来のことはわかりません。子どもの将来をイメージして、不安になるよりも、子どもの話を聴くのはどうでしょう。今のこの子の学校へ行きたくても行けない苦しさ。問題行動を起こしてしまうその奥にある子どもの寂しさ、悲しさ。今の問題を解決するためには、子どものころに近づくことだと思うのです。

子どもが苦しいころのとき、「良い悪い」とか、「甘やかし」とか、とりあえず横において、本当の子どもを感じることができたら、おのずと親のとる方向も見えるように思うのですが。

とはいうものの、かくいう私も、親の立場になると、わが子の将来にマイナスのイメージを勝手に作って不安になっていたなと思います。親が安定していることが大切だと頭でわかっている、大切な存在のわが子が悩み苦しんでいるのを信じて見守ることの難しさをいやというほど体験してきたはずなのです。

親には親の苦しさが、子には子の苦しさがというのが現実の姿でしょう。親の思いも、子の思いもしっかり聴かせていただくことから相談は始まります。話を聴いているだけで、子ども自ら問題を解決してしまうこともありますし、親御さんの口から「やさしい子なんですよね」なんてふと漏れることもあります。こんなときは、相談員としてご褒美をいただいたと思います。

子どもの権利というけれど、大人も子どもも主体的に生きることを支援できる相談員でありたいと思っています。



子ども権利相談室こころの鈴では、相談室での相談の他に児童センターや、児童クラブの訪問があります。目的は普及・啓発活動の一環として『権利って何かな?』を子ども達と一緒に考え、その場所で相談も受ける機会です。

訪問時は、どの児童館や児童センターも学校からの宿題、好きな遊び、みんなでおやつを食べる等、子ども達の元気で明るい雰囲気伝わります。

ある児童館を午後訪問した時のことです。この日は、下校時間の関係で小学校一年生と二年生が集まってくれました。権利についてわかりやすく理解してもらうように、相談員が小学生役になり、一緒に遊びたい役と仲間はずれにする役で、寸劇をしました。すると、相談員が演じている途中、一人の男子が突然立ち上がり「友達に声をかけてみたら?」「相手の子。無視しないでよ!」と互いの役の相談員に、とてもはっきりした口調でした。その男子は、仲間はずれにされてしまう姿に、その場を見ていられなかったのか、以前同じような経験をしたのか分かりません。勇気を持って発言したことに「そうだよ。仲間はずれは可哀そうだよ。」と周りの子ども達も言い始め、友達との関わりや互いの気持ちについて話し合う前に、次々子ども達から意見もあり、相談員と一緒に考えてもらいたいことが子ども達と通じ合えたような思いがしました。

こころの鈴相談室では、「友達にどう言えばいいかな?」「どうしたら相手にわかってもらえるかな?」等の相談があります。「相手に言えるかな?」「もし思うようにならなかったら代弁してもらおう?」「自分で決められる?」と方向を一緒に考えたり、選択しながら、悩みや悲しい気持ちに寄り添ってあげたいと思います。それも今回の児童館での経験から子ども達から教えてもらった気がします。

松本市の条例の中で、大切にされている権利の中に、子どもが安心して生きることが掲げられています。子どもの気持ちを大人の目線で引き上げず、先走りしないようにすることが子ども自身安心して行動に移せるのではないのでしょうか。

目まぐるしく、忙しい社会の中で「慌てないでいいよ。ゆっくり考えていいよ。」と子どもを見守り励ます社会や大人でいたいと思います。

「こころの鈴ですか?嬉しかったです。聞いてもらっていいですか?」小学生からの電話がありました。聞いていて、頑張ったことが願いに結びついたと思います。頑張ったことを認め共に喜びながら、私の心も和ませてくれた一時でした。



「子どもたちの心の叫び」

調査相談員 大蔦 富久

昨年6月、こころの鈴の調査相談員に任じられました。最初に受けた電話相談で「今日、僕の誕生日なんだ。ハッピーバースデー歌ってくれる」と言われ少し面喰いました。しかし、口から出たのは「いいよ、おめでとう歌ってあげる」と言ってハッピーバースデーを最後まで大きな声で歌いました。その子がとても喜んでくれ「ありがとう」と言って電話を切りました。

ある子は、友達グループの輪からはみだされてしまいとても辛く苦しい日々を送っている現状を、涙ながらに話をしてくれました。どこかのグループに所属していないと不安でたまらず、食事ものを通らなくなり、学校にも行けなくなります。真の友達はそのないやなことするのかな、相手の傷つけるような言動・行動をするのかな、その子たちは真の友達かな。真の友達は、一生をかけて見つけるものだし、簡単に見つけることはできないと思います。

学校の先生と子どもとの関係も慎重な対応が求められると感じます。ちょっとしたボタンの掛け違いが子どもにとっては大きな傷として残り、取り返すことが困難な状態に陥ります。そのことが、学校生活のあらゆる部分に波及し、子どもの未来に大きな影響が出てきます。

親子の関係もボタンの掛け違いが見受けられます。親は、子どもを見ているようで見えていない部分がたくさんあります。また、子どもは親を甘え頼る時期から親を乗り越え卒業する時期へと成長をしていきます。子どもは、親を乗り越えた時に親に対してやさしさを持つことができ、大切にしなければと思えるのです。

学校外の活動におけるアンケート調査結果によれば、嫌な思いをしている子どもたちが小学生242人、中学生122人、合計364人が嫌な思いをしていると答えてくれました。嫌な思いはしているがコーチに逆らえず、我慢をしたりだれにも相談できない子どもがいます。指導者の指導の在り方も今、問われていると思います。その活動の楽しさ・喜びを教えることが、子どもの能力を伸ばす最大のポイントであると考えます。

「こころの鈴」には、たくさんのいろいろな相談があります。その相談は、子どもからも親からもあるいは祖父母からもあります。今、子どもが何を感じ、何に怯え、何をどうしたいのか、一緒に考えることがとても大切であると思います。子どもの身近にいる親・兄弟・姉妹・先生・祖父母、あるいは近所の人々が真剣に向き合うことで解決される事柄がたくさんあると思います。

是非、近くにいる大人たちは「子どもの心の叫び」に耳を傾け、子どもが主体的に物事を考え行動できる体制を作っていくことが重要であると感じます。

最後になりますが、「こころの鈴」の擁護委員の先生方は、子どもの権利侵害に対して毅然とした対応をこれからも行っていきます。私は調査相談員として、子どもが安心して自分らしく生きることができ、主体的に成長し、社会に積極的に参加できることを強く願って、子どもと一緒に考え、悩み、明るく・元気に・前向きに対応していきます。



参考資料

- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例
- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
- ◆ 平成30年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿
- ◆ 事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができますようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができます。

よう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- （1） かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
 - （2） 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめを受けずに安心して生きていくことができること。
 - （3） 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
 - （4） 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。
- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にしたい主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支

援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

（擁護委員の職務）

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

（1）子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

（2）子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

（3）前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

（公表）

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

（尊重と連携）

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

（勧告などの尊重）

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

（施策の推進）

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

改正 平成27年3月31日規則第7号

平成31年3月18日規則第30号

平成31年4月17日規則第61号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとしします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 工作上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書(様式第1号)を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

(1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

(2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

(3) 申立ての趣旨

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日

(5) 権利の侵害の内容

(6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書(様式第2号)に記録しなければなりません。

(調査)

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

(1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合

(2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合

(3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第3号)により通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

- 2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

(相談室の設置など)

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目18番13号に設置します。

(相談室の利用日、利用時間など)

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 相談室の休室日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

（子どもの権利相談員）

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1年以内とします。ただし、7回まで更新することができます。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

（会長及び副会長）

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

（会議）

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

（委員）

第17条 条例第23条第3項の規定により市民のなかから委嘱される委員は、公募によるものとします。

（庶務）

第18条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第61号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(あて先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齡 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日	年 月 日
	申立ての原因となる権利の侵害があった場所	_____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等	
	氏名	年齢 歳 学校名等 _____
	住所	電話番号 _____
4	他の機関への相談・申立ての有無	有 ・ 無
5	添付資料の有無	有(枚) ・ 無
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 _____ 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有(枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由
備考

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

◆ 平成30年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	期 間	職 業 等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成25年7月17日～	弁護士
	平林 優子	平成27年7月17日～	大学教授
	石曾根 正勇	平成29年4月1日～	教育関係者
室長 調査相談員	塚原 文子	平成27年4月1日～	
調査相談員	濱田 まなみ	平成28年4月1日～	
	高橋 章子	平成30年4月1日～	
	大蔭 富久	平成30年6月1日～	

◆ 事 務 局

松本市こども部こども育成課 こども政策担当
 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎別棟1階
 電話：0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

活動報告書 2018

令和元年9月 発行

発行：松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13

松本市役所大手事務所 2 階

電 話：0263-36-2505

F A X：0263-34-3183

メール：kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

